セコム認証サービス

セコムパスポート for G-ID
証明書ポリシー（Certificate Policy）

2025年6月9日
Version 11.96

セコムトラストシステムズ株式会社

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

改版履歴		
版数	日付	内容
V1.00	2002.7.4	初版発行
V1.50	2003.5.27	相互認証業務に関する記述の追記
V1.60	2003.8.18	fullCRL について追記。 本人限定受取郵便の取扱の限定について追記 その他、用語の整理
V1.70	2004.6.24	申込方法に関する記述の追記 代理人による鍵の受取を認めないことを明記 加入者証明書の取消に関する記述の追記 仕様変更手続きを変更 その他、用語の整理、表現の修正
V1.80	2004.12.29	申込手続きについて ・提出書類に関する追記 ・書類審査一部修正
V1.90	2005.6.16	リポジトリーに公開に関する修正 証明書取消について修正
V2.00	2006.5.22	会社統合にともない、会社名“セコムトラストネット”を“セコムトラストシステムズ”に変更 “セコムトラストネットセキュリティポリシー委員会”を“認証サービス改善委員会”に変更 CA 証明書の公開 URL の記載変更
V2.10	2006.6.7	申請書類の受取方法に関する追記 表現の修正
V3.00	2006.7.3	加入者同意文書の変更 IC カードシリーズについて追記 電子証明書の有効期限修正
V4.00	2007.5.7	代理受取人について変更 証明書記載情報の拡張について変更
V4.10	2007.6.21	電子証明書の適用範囲について追記 更新申請方法の記述修正 タイプ B(属性型)の種類と属性情報について追記 文言修正
V4.20	2007.9.27	タイプ A 提出物、審査方法の変更 申請内容の最終確認 削除 文言修正
V4.30	2008.3.28	タイプ A 証明書_新規発行停止について追記
V4.40	2008.4.25	電子証明書の有効期間修正
V4.50	2008.6.25	第三者による取消申請について提出書類等追記 登記簿謄本・抄本を登記事項証明書に変更 文言修正
V4.60	2009.2.28	PIN コード送付方法を配達記録郵便から簡易書留郵便へ変更 住民票の写しと同等とみなす証明書として「住民票記載事項証明書」を追加 文言修正

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

V4.70	2009.6.16	CRL に関する説明の追記 戸籍謄本・抄本を戸籍(全部／個人)事項証明書に変更 文言修正
V4.80	2010.7.5	文言修正
V5.00	2010.12.3	行政書士電子証明書追加 外国人の登録の追加(行政書士電子証明書のみ) 旧姓での登録の追加 文言修正
V5.10	2011.1.27	組織代表者の属性情報の文言修正 個人事業主の審査書類の文言修正
V5.20	2011.4.5	申込手続きおよび本人確認の提出書類、書類確認の文言修正 電子メールでの受領報告の文言修正
V6.00	2011.10.20	司法書士電子証明書追加 外国人の登録時の確認手続きの追加(タイプ B) CRL の有効期間を 48 時間に変更
V6.10	2012.6.8	文言修正
V6.20	2012.7.9	外国人の真偽確認書類変更 文言修正
V7.00	2012.8.5	税理士用電子証明書追加
V8.00	2012.10.26	社会保険労務士電子証明書追加
V8.10	2013.6.18	「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」に文言統一 「戸籍全部事項証明書」、「戸籍個人事項証明書」、「戸籍謄本」または「戸籍抄本」に文言統一 第三者からの取消申請を届出に文言修正
V8.20	2013.11.8	登記を必要としない法人の提出書類を追加
V9.00	2014.3.30	CRL/ARL/fullCRL の有効期間を 7 日に変更 タイプ A の記述削除 第三者からの届出の手続きの修正
V9.10	2014.7.3	司法書士電子証明書、社会保険労務士電子証明書の有効期間の追記 電子証明書格納媒体の FD を削除 電子署名付き電子メールによる取消申請の申請情報を修正
V10.00	2014.9.5	土地家屋調査士電子証明書追加 加入者の真偽の確認方法の追加 取消事由の修正 RFC5280 準拠
V11.00	2014.10.16	暗号アルゴリズム移行にともなう修正 タイプ B の IC カードシリーズの削除 「4.1.2 加入者鍵ペア生成と電子証明書発行処理」の修正 「自己発行証明書」を「リンク証明書」に文言修正 その他文言修正
V11.10	2015.6.17	電子署名法施行規則第五条第一項第一号イの身分証明書を提示する場合は、利用申込に際し自筆署名が必要であることを追記 「表 4.1-1 提出書類」個人事業主の確認書類として認可法人等が発行した書類を追加

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

V11.20	2016.7.6	加入者証明書の基本情報＜社会保険労務士電子証明書＞Subject（主体者名）の Organization（組織名）の文字数を変更 書類審査における個人番号（マイナンバー）の扱いについて追記 電子署名付き電子メールによる取消申請を削除 加入者証明書の取消にて加入者の事由を修正
V11.30	2016.7.29	司法書士電子証明書にて施行規則第五条第一項第一号の真偽確認書類として「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」を「司法書士名簿の写し」に変更 司法書士電子証明書にて利用申込時の実印を認印に変更 司法書士電子証明書にて施行規則第五条第一項第一号ロの「印鑑登録証明書」による本人確認ではなく、施行規則第五条第一項第一号ハの本人限定受取郵便による本人確認に変更 司法書士電子証明書にて受領書（電子データ）による受領連絡を追加 第三者からの取消の届出の事実確認書類に住民票の除票を追加
V11.40	2017.7.4	社会保険労務士電子証明書は自署不要であることを追加 「表 4.1-3 利用申込書記載事項」の司法書士電子証明書、税理士用電子証明書の氏名に自署を追加 「表 4.1-3 利用申込書記載事項」のタイプ B(基本型)、タイプ B(属性型)、行政書士電子証明書の氏名(署名)を氏名(自署)に変更 「4.4 加入者証明書の追加発行」へ税理士電子証明書の追加発行の扱いを修正 タイプ B および行政書士電子証明書の取消完了通知方法に電話または郵便を追加
V11.50	2017.8.1	税理士用電子証明書削除
V11.60	2017.8.26	社会保険労務士電子証明書にて施行規則第五条第一項第一号の真偽確認書類として「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」を「社会保険労務士名簿の写し」に変更 社会保険労務士電子証明書にて受領書（電子データ）による受領連絡を追加 社会保険労務士電子証明書の登録業務の移管にともなう申請書類および手順の変更 文言修正

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

V11.70	2018.1.28	「3.2 電子証明書の有効期間」の起算日を発行日に変更 法人番号および法人番号に関する文言を追加 「表 3.3-4 加入者証明書の拡張フィールド＜タイプ B（属性型）＞」 subjectAltName 「表 3.3-5 タイプ B（属性型）」の種類と登録可能な属性情報」 証明書タイプ「組織代表者」「組織社員」の属性情報 「4.1.1 申込手続きおよび本人確認」(2) 利用申込書の記載事項タイプ B（属性型） 「4.1.1 申込手続きおよび本人確認」(3) 書類審査 （組織代表者用）（組織社員用） 「表 3.3 15 相互認証証明書の拡張フィールド」の CertificatePolicies に SHA-1 を追加 「表 6.1-1 証明書のプロファイル－基本領域」「表 6.1-2 証明書プロファイル－拡張領域」の自己発行をリンク証明書に変更 「表 6.1-2 証明書プロファイル-拡張領域」の critical flag の修正(policyMappings、subjectAltName) 「表 6.2-3 CRL/ARL/fullCRL 拡張」の issuingDistributionPoint の修正
V11.80	2018.7.18	「1.1 概要」利用者利用規定を署名検証者利用規定に変更 「3.2 電子証明書の有効期間」の起算日を発行日に変更した日を追記 「3.3.4 登録情報」SubjectAltName に使用できる文字について追記 「表 4.1-1 提出書類」「表 4.1-3 利用申込書記載事項」氏名（ローマ字）の表記について変更 「4.1.1 申込手続きおよび本人確認」送付方法について修正 「4.1.2 加入者鍵ペア生成と電子証明書発行処理」使用できる本人限定受取郵便の種別について記載 「4.5.1.1 加入者の事由による取消」加入者証明書の記載情報に変更があった場合から社会保険労務士電子証明書を除く 利用申込書、受領書等の提出方法について修正 氏名ローマ字のヘボン式以外の修正に必要な公的書類のうち、特別永住者証明書・在留カードの必要な項目について修正 文言修正
V11.81	2019.4.17	「1.1 概要」へリポジトリー詳細について追加 「3.3.4 登録情報」CA 鍵更新にともなう、CertificatePolicies および CRLDistributionPoints の誤字修正 「3.3.10 加入者証明書の基本情報＜社会保険労務士電子証明書＞」Subject の Organization 変更前を追記 「4.1.1 申込手続きおよび本人確認」旧姓確認するための公的書類の追加 「4.5.1.1 加入者の事由による取消」、「4.5.1.2 認証局の事由による取消」の社会保険労務士電子証明書に関する取消事由の修正
V11.82	2019.7.3	改訂履歴修正 「8. 用語」の修正

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

V11.83	2019.12.06	・「電子委任状の普及の促進に関する法律：平成29年法律第64号」の電子委任状取扱事業者として認定を取得した業務について追記 「1.1 概要」 「3.1 電子証明書の適用範囲」 「3.3.3 加入者証明書の種類」 「3.3.4 登録情報」 「4.1.1 申込手続きおよび本人確認」 ・表記ガイドラインにもとづいた全体的な文言修正
V11.84	2020/6/29	・電子証明書の登録情報について修正 ・社会保険労務士電子証明書に関する申込手続きについて修正 ・申込書記載情報、申込提出書類について修正
V11.85	2020/7/28	文言修正
V11.86	2021/1/27	・ 司法書士電子証明書の登録業務の移管にともなう申請書類および手続きの変更 ・ 司法書士電子証明書の申請方法について電子署名による利用申込手続きおよび失効申請手続きを追加 ・ 文言の変更(取消を失効に変更)
V11.87	2021/7/6	・ 文言修正 ・ 「3.3.4登録情報」司法書士電子証明書の拡張フィールドの修正
V11.88	2022/5/16	・文言修正 ・地方税ポータルシステム（eLTAX）が規定する電子委任状への対応開始にともない、表 3.3 5　タイプB（属性型）の種類と登録可能な属性情報と表4.1-3利用申込書記載事項 に代理権内容の例を追加。 ・「表 4.1-7 電子証明書管理ツールによる申請データ記載事項」に電子証明書に記載の氏名を追記
V11.89	2022/12/15	・個人事業主確認のための書類に、登記事項証明書を追加し、商号が表示されなくなったため納税証明書を削除 ・e-Taxを用いて提出された場合の税務署の受領印に代わる要件について注を追記
V11.90	2023/4/24	・「2.オブジェクト識別子」「表3.3-15相互認証証明書の拡張フィールド」からSHA1に関する記述を削除 ・「4.5加入者証明書の失効」の表番号の修正 ・「表4.1-4加入者証明書の種類と配付形式」「4.5.1.2 認証局の事由による失効」からICカードに関する記載を削除 ・「8. 用語」電子署名法施行規則第五条第一項第一号イの身分証明書の宅地建物取引主任者証を宅地建物取引士証に変更
V11.91	2023/9/25	「表 3.3-5　タイプB（属性型）の種類と登録可能な属性情報」の組織社員用の誤りを修正 ・CN=“加入者氏名（漢字)”　任意=>必須 ・ou=“部門名”　　必須=>任意 . ou=“部門所在地”必須=>任意
V11.92	2024/1/17	CA鍵の更新によるCRLDistributionPointsの追加修正
V11.93	2024/5/14	「3.3.3加入者証明書の種類」「3.3.4 登録情報」「4.1.1申込手続きおよび本人確認」の個人事業主の組織名について追記

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

V11.94	2024/5/23	「3.3.4 登録情報」の 2019 年 4 月 16 日までに発行した証明書に登録していた CRLDistributionPoints の記載を削除 その他軽微な体裁調整を実施
V11.95	2025/1/24	・「図 3.3-1 加入者証明書の種類」「表 3.3-5　タイプ B（属性型）の種類と登録可能な属性情報」屋号の届出を行っていない個人事業主は、組織名に加入者氏名を登録することを追記 ・「表 3.3-5　タイプ B（属性型）の種類と登録可能な属性情報」eLTAX 電子委任状の税目追加にともない代理権内容の記載を追加 ・「表 4.1-1 提出書類」個人事業主確認のための書類として、事業開始等申告書、労働保険事務組合認可通知書、労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届を追記 ・「表 4.1-1 提出書類」屋号の届出を行っていない個人事業主は、申請事業所等の代表者名および所在地のみが記載された書類も受付可能とすることを追記
V11.96	2025/6/9	・「3.2 電子証明書の有効期間」「図 3.3-1 加入者証明書の種類」「表 3.3-1　加入者証明書の基本情報＜タイプ B（基本型）＞」「4.1.1 申込手続きおよび本人確認」「表 4.1-2 提出書類の送付先」「表 4.1-3 利用申込書記載事項」「4.1.3 電子証明書の受領」過去の電子証明書・提出書類・提出書類送付先・運用に関する記述を削除 ・「4.1.1 申込手続きおよび本人確認」セコムトラストシステムズホームページの URL を更新 ・「表 4.1-1 提出書類」個人事業主確認のための書類を変更、注番号を変更・追記 ・「8.用語」不要な用語・説明を削除 その他軽微な変更

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

1. はじめに 10
1.1 概要 10
1.2 CP、CPS、加入者利用規定および署名検証者利用規定.....11
1.3 連絡先 12
2 オブジェクト識別子.....13
3 電子証明書 14
3.1 電子証明書の適用範囲.....14
3.2 電子証明書の有効期間.....14
3.3 電子証明書の内容.....15
3.3.1 電子証明書の形式.....15
3.3.2 名前に関する要件.....15
3.3.3 加入者証明書の種類.....17
3.3.4 登録情報 18
3.4 秘密鍵の所有を証明する方法.....35
4 電子証明書の発行、失効.....36
4.1 加入者証明書の発行.....36
4.1.1 申込手続きおよび本人確認.....36
4.1.2 加入者鍵ペア生成と電子証明書発行処理.....54
4.1.3 電子証明書の受領.....56
4.2 相互認証証明書の新規発行.....57
4.2.1 相互認証申請.....57
4.2.2 相互認証証明書の発行.....57
4.2.3 相互認証証明書の授受.....57
4.3 加入者証明書の更新.....57
4.3.1 更新申込手続きおよび本人確認.....57
4.3.2 加入者鍵ペア生成と電子証明書発行処理.....58
4.3.3 電子証明書の受領.....58
4.4 相互認証証明書の更新.....58
4.4.1 相互認証の更新申請.....58
4.4.2 相互認証証明書の更新.....58
4.4.3 相互認証証明書の授受.....58
4.5 加入者証明書の失効.....58
4.5.1 失効申請者と失効事由.....58

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

4.5.1.1 加入者の事由による失効.....58
4.5.1.2 認証局の事由による失効.....59
4.5.2 失効申請手続きおよび本人確認.....60
4.5.3 電子証明書の失効処理.....63
4.6 相互認証証明書の失効.....63
5 加入者の鍵管理.....64
5.1 加入者鍵ペアの生成と管理.....64
6 電子証明書と CRL/ARL/fullCRL のプロファイル.....65
6.1 証明書プロファイル.....65
6.2 CRL/ARL/fullCRL プロファイル.....68
7 仕様の管理.....70
7.1 仕様変更手続き.....70
7.1.1 変更の申請が必要な変更.....70
7.1.2 変更の申請が必要でない変更.....70
7.2 公表と告知方法.....70
7.3 CP の承認手続き.....70
8. 用語.....71

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

1.はじめに

1.1 概要

セコムパスポート for G-ID 証明書ポリシー(Certificate Policy：以下、「本 CP」という)は、電子証明書に関して、利用目的、適用範囲、セキュリティ基準、電子証明書の発行等に係る審査基準を示し、セコムパスポート for G-ID 認証運用規定（Certification Practice Statement：以下、「CPS」という)、加入者*1 利用規定および署名検証者利用規定によって規定される内容とともに、電子証明書発行に関するポリシーを規定するものである。

*1：加入者とは、セコムパスポート for G-ID サービス（以下、「本サービス」という）を利用し、電子証明書の発行を受ける個人をいう。電子署名法施行規則の「利用申込者」、「利用者」と同義。

セコム認証サービスは、セコムトラストシステムズ株式会社（以下、「セコムトラストシステムズ」という）が運営し、認証機関（Certification Authority：以下、「CA」という）として鍵管理を行い、電子証明書発行等を提供するサービスである。本 CP は、セコムトラストシステムズが提供するセコム認証サービスのうち、「電子署名及び認証業務に関する法律：平成 12 年法律第 102 号」（以下、「電子署名法」という）の特定認証業務の認定を取得した業務（以下、「認定認証業務」という）および「電子委任状の普及の促進に関する法律：平成 29 年法律第 64 号」（以下、「電子委任状法」という）にもとづく「電子委任状取扱業務」を行う本サービスの電子証明書に適用する。発行する電子証明書は、CA の自己署名証明書、加入者用の電子証明書（以下、「加入者証明書」という)、他の CA と相互認証する電子証明書（以下、「相互認証証明書」という）および鍵更新時に発行するリンク証明書である。

本サービスで発行する加入者証明書は、個人とその公開鍵が一意に関連づけられることを証明する。加入者証明書には、加入者の所属する組織（以下、「所属組織」という）の情報を登録することが出来る。本サービスの加入者は、本 CP、CPS および加入者利用規定の内容を加入者自身の利用目的に照らして評価し承諾する必要がある。また、署名検証者は、本 CP、CPS、署名検証者利用規定の内容を署名検証者自身の利用目的に照らして評価する必要がある。

本サービスの CA は、日本政府が運営する政府認証基盤（Government Public Key Infrastructure：以下、「GPKI」という）のブリッジ認証局（Bridge CA：以下、「BCA」という）と相互認証を行う。したがって、加入者は本サービスの加入者証明書を用いて行政への申請や届出を電子的に行うことが可能となる。ただし、行政に対するすべての申請を行えるわけではない。加入者は自己の利用目的と加入者証明書の使用範囲を照らし合わせ、自己の責任のもと、加入者証明書の申請を行うこととする。更に行政への申請や届出は、加入者のアプリケーションに求められる要件に留意しなければならない。なお、BCA に対する相互認

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

証証明書の発行は、本サービスが「政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証基準について」（平成 13 年 4 月 25 日 行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承）に定められた、BCA と相互認証を行うための基準に適合し、かつ BCA の意思決定組織による相互認証実施の決定にもとづくものとする。

セコムトラストシステムズは、相互認証する CA に係る情報（相互認証証明書等）を、本サービスのリポジトリーに公開する。（詳細は、CPS「2.6.4 リポジトリー」参照）

本 CP は、CA 業務に関する技術面、サービス面の発展や改良にともない、それらを反映するために必要に応じ改訂されるものとする。

1.2 CP、CPS、加入者利用規定および署名検証者利用規定

セコムトラストシステムズは、本サービスの提供にあたり、自らのポリシーおよび保証ならびに加入者、署名検証者の義務等を、本 CP、CPS、加入者利用規定および署名検証者利用規定によって包括的に定める。なお、それぞれの文書間で内容が抵触する場合は、本 CP、CPS、加入者利用規定または署名検証者利用規定の順に優先して適用されるものとする。

これらの文書は、加入者、署名検証者および BCA がいつでも閲覧できるように本サービスのリポジトリーに公開する

http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/
https://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/

(1) CP

本 CP は、電子証明書の目的、適用範囲、証明書プロファイル、本人確認方法および加入者の鍵管理に関する事項を中心に記述した文書である。

(2) CPS

CPS は、本サービスの運用に係る事項および認証業務にかかわる一般的な規定を記述した文書である。CPS の記述は RFC2527 に準拠し、必要に応じて、本 CP、加入者利用規定および署名検証者利用規定を参照する。

(3) 加入者利用規定

加入者利用規定は、サービス内容や加入者の義務など、加入者とセコムトラストシステムズ間の契約内容を記述した文書である。

(4) 署名検証者利用規定

署名検証者利用規定は、署名検証者が本サービスで発行された電子証明書を信頼して署名検証するにあたっての規定を記述した文書であり、署名検証者に適用される。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

1.3 連絡先

本 CP に関する問い合わせ先は CPS の問い合わせ先と同じであり、CPS に規定する。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

2 オブジェクト識別子

本 CP には、登録された一意のオブジェクト識別子(以下、OID という)が割り当てられ、発行された電子証明書に示される。本 CP の OID および参照する CPS の OID は、次のとおりである。

CP/CPS	OID
セコムパスポート for G-ID 証明書ポリシー (署名アルゴリズム：Sha256WithRSAEncryption)	1.2.392.200091.100.621.11
セコムパスポート for G-ID 認証運用規定	1.2.392.200091.100.601.1

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

3 電子証明書

3.1 電子証明書の適用範囲

本 CP の対象とする加入者証明書は、認定認証業務のもとに発行される。発行対象は個人に限られ、加入者証明書の利用目的は電子署名である。なお、本サービスにおける加入者の氏名、住所および生年月日以外の属性（電子メールアドレス、組織名等）は、電子署名法の認定制度における認定の対象外である。ただし、本サービスの電子委任状法に準拠する電子証明書では、“委任者情報”である法人番号、組織名、組織所在地、組織代表者名および“受任者情報”である肩書名、部門所在地、ならびに“代理権情報”である代理権内容の確認および表示方法が、電子委任状取扱業務の認定の対象となる。

また、BCA に対して発行する相互認証証明書は、本 CP の対象とする。GPKI では BCA に接続する加入者証明書の利用目的として、電子署名が許可され、暗号化目的は意図されていない。

3.2 電子証明書の有効期間

本サービスにて発行する加入者証明書の有効期間は、発行日から起算して最大 5 年未満である。加入者証明書のタイプ B および行政書士電子証明書は、2 年または 3 年から加入者が有効期間を選択し、司法書士電子証明書、社会保険労務士電子証明書、土地家屋調査士電子証明書は、5 年未満の有効期間を設定する。

加入者証明書の有効期間の開始日は、セコムトラストシステムズが加入者からの利用申込を承諾したうえで、加入者証明書を生成した日をいい、加入者証明書の取得日は、「4.1.2 加入者鍵ペア生成と電子証明書発行処理」で定める方法により、加入者が加入者証明書を取得した日をいう。

なお、相互認証証明書の有効期間は 5 年以内とし、有効期間は別途 BCA と取り決めるものとする。

本サービスにて発行する加入者証明書の有効期間は以下のように設定する。

＜タイプ B および行政書士電子証明書＞

・2 年

有効期間：発行日から 2 年 1 か月後の前日の 23:59:59

例）2024 年 5 月 10 日 10:30:00　～　2026 年 6 月 9 日 23:59:59

・3 年

有効期間：発行日から 3 年 1 か月後の前日の 23:59:59

例）2024 年 5 月 10 日 10:30:00　～　2027 年 6 月 9 日 23:59:59

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

＜司法書士電子証明書、社会保険労務士電子証明書、土地家屋調査士電子証明書＞
・5 年
有効期間：発行日から 5 年後の前日の 23:59:59
例）2024 年 5 月 10 日 10:30:00　～　2029 年 5 月 9 日 23:59:59

3.3 電子証明書の内容

3.3.1 電子証明書の形式

本サービスで発行する電子証明書は、X.509 Version 3 フォーマット証明書形式に従う。電子証明書の記載情報は以下に記載する。

表 3.3-1　加入者証明書の基本情報＜タイプ B（基本型）＞
表 3.3-2　加入者証明書の拡張フィールド＜タイプ B（基本型）＞
表 3.3-3　加入者証明書の基本情報＜タイプ B（属性型）＞
表 3.3-4　加入者証明書の拡張フィールド＜タイプ B（属性型）＞
表 3.3-5　タイプ B（属性型）の種類と登録可能な属性情報
表 3.3-6　加入者証明書の基本情報＜行政書士電子証明書＞
表 3.3-7　加入者証明書の拡張フィールド＜行政書士電子証明書＞
表 3.3-8　加入者証明書の基本情報＜司法書士電子証明書＞
表 3.3-9　加入者証明書の拡張フィールド＜司法書士電子証明書＞
表 3.3-10　加入者証明書の基本情報＜社会保険労務士電子証明書＞
表 3.3-11　加入者証明書の拡張フィールド＜社会保険労務士電子証明書＞
表 3.3-12　加入者証明書の基本情報＜土地家屋調査士電子証明書＞
表 3.3-13　加入者証明書の拡張フィールド＜土地家屋調査士電子証明書＞
表 3.3-14　相互認証証明書の基本情報
表 3.3-15　相互認証証明書の拡張フィールド

3.3.2 名前に関する要件

(1) 電子証明書の識別名

電子証明書発行者の名前と発行対象の名前は、X.500 の識別名（Distinguished Name 以下、「DN」という）　形式に従って設定する。

(2) 意味のある名前の必要性

電子証明書に記される主体者名は、CA が発行対象を認証した名前と適切な範囲で関連したものでなければならない。認証の対象が個人である場合は加入者から申請された姓と名を正確に反映させる。認証の対象が BCA である場合は BCA の指定する名称を反映させる。

(3) 名前の一意性

電子証明書に記される主体者名は、本サービスで発行したすべての電子証明書において、

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

明瞭かつ一意とする。加入者に対しては CommonName と SerialNumber の組み合わせか CommonName と Uid の組み合わせで名前を一意に識別する。

(4) 名前の異議申し立ての解決手段

セコムトラストシステムズが証明する加入者の名前に関する異義申し立てについては、セコムトラストシステムズの責めに帰すべき事由がない場合、セコムトラストシステムズはすべての決定を行う権利を留保する。また、加入者相互間の紛争発生時には、まず当事者間での解決を図るものとし、これにより解決できない場合、セコムトラストシステムズが最終裁決者となる。紛争の当事者は、この裁定に拘束される。

(5) 商標の取扱い

商標使用の権利については、商標所持者にすべての権利が留保されるものとする。セコムトラストシステムズは、必要に応じて、商標所持者に対し、商標に関する出願等の公的書類の提示を求めることがある。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

3.3.3 加入者証明書の種類

本サービスで発行する加入者証明書の種類（9 種類）は次のとおりである。

図 3.3-1 加入者証明書の種類

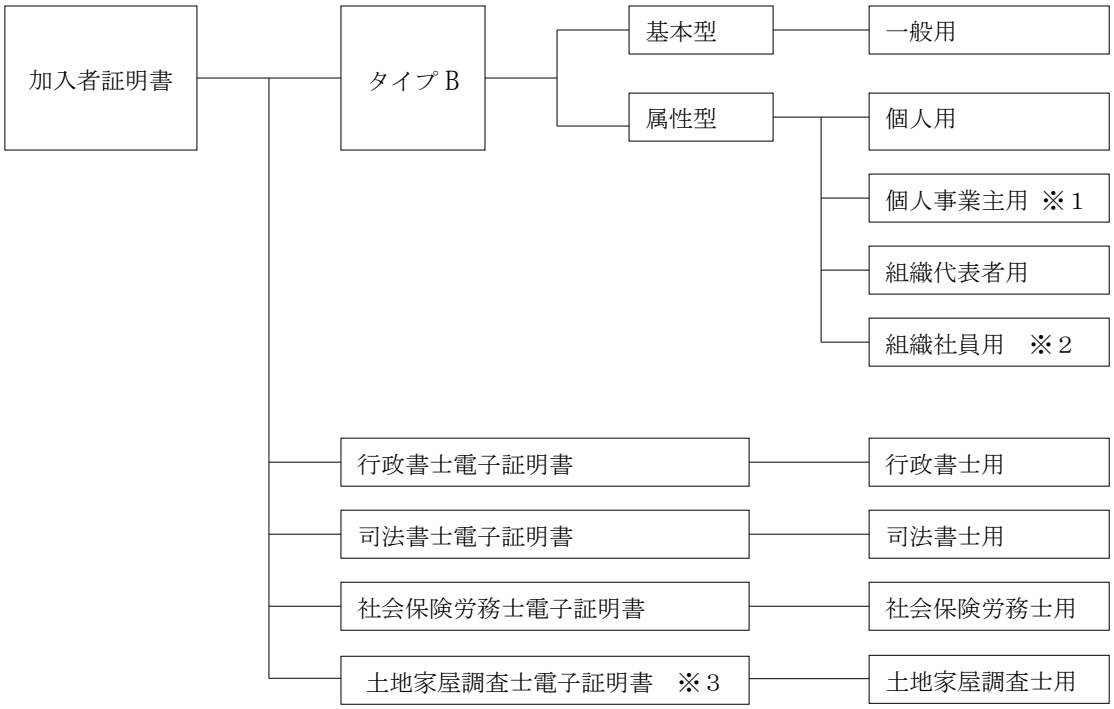

※1　個人事業主の組織名には屋号、事業所名、事務所名等を登録する。屋号の届出をしていない場合は、加入者氏名を登録する。法人格を取得した法人名を登録することはできない。

※2　組織代表者が当該組織の社員に代理権を与えた旨を、“代理権内容”として電子証明書に記載する場合、当該電子証明書は「電子署名法」および『「電子委任状法」の電子証明書方式』に準拠する。この場合、電子委任状としても利用することができる。

※3　土地家屋調査士電子証明書の発行に際しての登録局業務の一部は、日本土地家屋調査士会連合会（以下、「日調連」という）が行う。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

3.3.4 登録情報

(1)加入者証明書

本サービスの加入者証明書の登録情報は次の表のとおりである。

表 3.3-1　加入者証明書の基本情報＜タイプB（基本型）＞

フィールド		識別情報（例）
Issuer （発行者）	Country （国名）	c=JP（固定）
	Organization （組織名）	o=SECOM Trust.net Co., Ltd.（固定）
	Organization Unit （組織単位名）	ou=SECOM Passport for G-ID （固定）
Subject （主体者名）	Country （国名）	c=JP（固定）
	Organization （組織名）	o=SECOM Trust.net Co., Ltd.（固定）
	OrganizationUnit （組織単位名）	ou=SECOM Passport for G-ID （固定）
	OrganizationUnit （組織単位名）	ou=Members （固定）
	Common Name （加入者名）	（例）cn=Taro Shinsei （加入者から申請されたローマ字の氏名）
	Serial Number （シリアルナンバー）	（例）SerialNumber=B123456 （加入者証明書毎に割り振られるユニークな番号）
SerialNumber （発行番号）	シリアル番号	（例）1234 5678 （加入者証明書の中で一意であり、失効時に CRL/fullCRL に公開される番号）
Validity （有効期間）	有効期間の開始	2 年用（例）2024 年 05 月 10 日 10 時 30 分 00 秒 3 年用（例）2024 年 05 月 10 日 10 時 30 分 00 秒
	有効期間の終了	2 年用（例）2026 年 06 月 09 日 23 時 59 分 59 秒 3 年用（例）2027 年 06 月 09 日 23 時 59 分 59 秒

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

表 3.3-2　加入者証明書の拡張フィールド＜タイプ B（基本型）＞

フィールド	説明
KeyUsage	digitalSignature, nonRepudiation
CertificatePolicies	policyIdentifier 1.2.392.200091.100.621.11 policyQualifier (cpsuri) http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/
SubjectAltName	加入者の電子メールアドレス（任意）
BasicConstraints	使用しない
CRLDistributionPoints	【2024年1月19日までに発行した証明書】 [1]http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository2/CRL.crl [2]cn=CRL<n>, (※1) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP 【2024年1月20日以降に発行した証明書】 [1]http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository3/CRL.crl [2]cn=CRL<n>, (※1) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP
AuthorityKeyIdentifier	RFC5280 "4.2.1.1 Authority Key Identifier"に従う
SubjectKeyIdentifier	RFC5280 "4.2.1.2 Subject Key Identifier"に従う

(※1)エントリー数が一定量増えるたびに、CRL1,CRL2,CRL3,…,CRL<n>と n の値も増える。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

表 3.3-3　加入者証明書の基本情報＜タイプＢ（属性型）＞

フィールド		識別情報（例）
Issuer （発行者）	Country （国名）	c=JP（固定）
	Organization （組織名）	o=SECOM Trust.net Co., Ltd.（固定）
	Organization Unit （組織単位名）	ou=SECOM Passport for G-ID （固定）
Subject （主体者名）	Country （国名）	c=JP（固定）
	Organization （組織名）	o=SECOM Trust.net Co., Ltd.（固定）
	OrganizationUnit （組織単位名）	ou=SECOM Passport for G-ID （固定）
	OrganizationUnit （組織単位名）	ou=Members （固定）
	StateOrProvince （都道府県）	（例）s=Tokyoto （加入者から申請されたローマ字ヘボン式の住所） （任意）
	Locality （市区町村以下）	（例）l=Shibuyaku （加入者から申請されたローマ字ヘボン式の住所） （任意） ※規定文字数上、建物名は含まれません
	Common Name （加入者名）	（例）cn=Taro Shinsei （加入者から申請されたローマ字の氏名）
	Serial Number （シリアルナンバー）	（例）SerialNumber=B123456 （加入者証明書毎に割り振られるユニークな番号）
SerialNumber （発行番号）	シリアル番号	（例）1234 5678 （加入者証明書の中で一意であり、失効時に CRL/fullCRL に公開される番号）
Validity （有効期間）	有効期間の開始	2 年用（例）2024 年 05 月 10 日 10 時 30 分 00 秒 3 年用（例）2024 年 05 月 10 日 10 時 30 分 00 秒
	有効期間の終了	2 年用（例）2026 年 06 月 09 日 23 時 59 分 59 秒 3 年用（例）2027 年 06 月 09 日 23 時 59 分 59 秒

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

表 3.3-4　加入者証明書の拡張フィールド＜タイプ B（属性型）＞

フィールド	説明
KeyUsage	digitalSignature, nonRepudiation
CertificatePolicies	policyIdentifier 1.2.392.200091.100.621.11 policyQualifier (cpsuri) http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/
SubjectAltName（※1）	Name=加入者の電子メールアドレス c=JP o=“組織名” oid.2.5.4.97=“法人番号”　（※2） ou=“組織代表者名” ou=“組織所在地” ou=“部門名” ou=“部門所在地” t=“肩書名” s=“加入者住所（都道府県）” l=“加入者住所（市区町村以下建物名含む）”（※3） ou=“生年月日（西暦）” ou=“性別” cn=“加入者氏名（漢字）” ou=“代理権内容” （本 CP「表 3.3-5　タイプ B（属性型）の種類と登録可能な属性情報」を参照）
BasicConstraints	使用しない
CRLDistributionPoints	【2024年1月19日までに発行した証明書】 [1]http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository2/CRL.crl [2]cn=CRL<n>, (※4) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP 【2024年1月20日以降に発行した証明書】 [1]http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository3/CRL.crl [2]cn=CRL<n>, (※4) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP
AuthorityKeyIdentifier	RFC5280 ″4.2.1.1　Authority Key Identifier″に従う
SubjectKeyIdentifier	RFC5280 ″4.2.1.2　Subject Key Identifier″に従う

（※1）SubjectAltName は c=JP 以外において、JIS 第一水準および第二水準に含まれない漢字が含まれている場合、JIS 第一水準および JIS 第二水準の範囲の漢字に置換する。置換のできない場合、または、加入者が置換を希望しない場合についてはひらがなまたはカタカナで登録する。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

（※2）organizationIdentifier(oid.2.5.4.97)
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」にもとづき、国税庁が法人番号の指定対象法人等に付番する番号。法人番号であることを識別できるように法人番号（13 桁）にプレフィックスとして JCN を付加し、合計 16 文字とする。(2018 年 1 月 28 日以降)
（※3）証明書に登録する住所に含まれる「－（ハイフン)」、番地や号の表記方法などは住民票の写しと異なる場合がある。
（※4)エントリー数が一定量増えるたびに、CRL1,CRL2,CRL3,…,CRL<n>と n の値も増える。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

表 3.3-5　タイプB（属性型）の種類と登録可能な属性情報

タイプB（属性型）の種類	属性情報
個人用	Name=加入者の電子メールアドレス　（任意） c=JP s=“加入者住所（都道府県）” l=“ 加入者住所（市区町村以下建物名含む）”（※1） ou=“生年月日（西暦）” ou=“性別” cn=“加入者氏名（漢字）”
個人事業主用	Name=加入者の電子メールアドレス　（任意） c=JP o=“組織名”　（※2） ou=“組織代表者名” ou=“組織所在地” s=“加入者住所（都道府県）”　（任意） l=“加入者住所（市区町村以下建物名含む）”（任意）（※1） ou=“生年月日（西暦）”　（任意） ou=“性別”　（任意） cn=“加入者氏名（漢字）”　（任意）
組織代表者用	Name=加入者の電子メールアドレス　（任意） c=JP o=“組織名” oid.2.5.4.97=“法人番号”　（※3） ou=“組織代表者名” ou=“組織所在地” t=“肩書名”　（任意） s=“加入者住所（都道府県）”　（任意） l=“加入者住所（市区町村以下建物名含む）”（任意）（※1） ou=“生年月日（西暦）”　（任意） ou=“性別”　（任意） cn=“加入者氏名（漢字）”　（任意）
組織社員用	Name=加入者の電子メールアドレス（任意） c=JP o=“組織名” oid.2.5.4.97=“法人番号”　（※3） ou=“組織代表者名” ou=“組織所在地” ou=“部門名”　（任意） ou=“部門所在地”（任意） t=“肩書名”　（任意） s=“加入者住所（都道府県）”　（任意） l=“加入者住所（市区町村以下建物名含む）”（任意）（※1） ou=“生年月日（西暦）”　（任意） ou=“性別”　（任意） cn=“加入者氏名（漢字）” ou=“代理権内容”（任意）（※4）

（※1）証明書に登録する住所に含まれる「－（ハイフン）」、番地や号の表記方法などは住民票の写しと異なる場合がある。

（※2）個人事業主の組織名には屋号、事業所名、事務所名等を登録する。屋号の届出をしていない場合は、加入者氏名を登録する。法人格を取得した法人名を登録することはできな

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

い。

（※3）organizationIdentifier(oid.2.5.4.97)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」にもとづき、国税庁が法人番号の指定対象法人等に付番する番号。法人番号であることを識別できるように法人番号（13 桁）にプレフィックスとして JCN を付加し、合計 16 文字とする。(2018 年 1 月 28 日以降)

（※4）組織代表者が当該組織の社員に代理権を与えた旨を、“代理権内容”として電子証明書に記載する場合、この電子証明書は「電子署名法」および『「電子委任状法」の電子証明書方式』に準拠する。なお、当該項目は電子証明書を利用するシステム毎に記載される。

国税電子申告・納税システム（2019 年 12 月 6 日以降）

（例）ou=代理権内容：ETAX01010101010000000000

地方税ポータルシステム（2022 年 5 月 24 日以降、2025 年 1 月 24 日までの申込）

（例）ou=代理権内容：LTAX11111111000000000000

地方税ポータルシステム（2025 年 1 月 25 日以降の申込）

（例）ou=代理権内容：LTAX11111111000000000000101

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

表 3.3-6　加入者証明書の基本情報＜行政書士電子証明書＞

フィールド		識別情報（例）
Issuer （発行者）	Country （国名）	c=JP（固定）
	Organization （組織名）	o=SECOM Trust.net Co., Ltd.（固定）
	Organization Unit （組織単位名）	ou=SECOM Passport for G-ID （固定）
Subject （主体者名）	Country （国名）	c=JP（固定）
	Organization （組織名）	o=Japan Federation of Gyoseishoshi Lawyer's Associations（固定）
	Common Name （加入者名）	（例）cn=Taro Shinsei （加入者から申請されたローマ字の氏名）
	Title （肩書き）	（例）title=Gyoseishoshi Lawyer-99999999 （行政書士番号）
	Uid （ユーザーID）	（例）uid=999999999999 （加入者証明書毎に割り振られるユニークな番号）
SerialNumber （発行番号）	シリアル番号	（例）1234 5678 （加入者証明書の中で一意であり、失効時に CRL/fullCRL に公開される番号）
Validity （有効期間）	有効期間の開始	2 年用（例）2024 年 05 月 10 日 10 時 30 分 00 秒 3 年用（例）2024 年 05 月 10 日 10 時 30 分 00 秒
	有効期間の終了	2 年用（例）2026 年 06 月 09 日 23 時 59 分 59 秒 3 年用（例）2027 年 06 月 09 日 23 時 59 分 59 秒

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

表 3.3-7　加入者証明書の拡張フィールド＜行政書士電子証明書＞

フィールド	説明
KeyUsage	digitalSignature, nonRepudiation
CertificatePolicies	policyIdentifier 1.2.392.200091.100.621.11 policyQualifier (cpsuri) http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/
IssuerAltName	c=JP o=セコムトラストシステムズ株式会社 ou=セコムパスポート for G-ID
SubjectAltName (※1)	c=JP s=“事務所所在地（都道府県)” l=“事務所所在地（市区町村以下建物名含む）“ o=“日本行政書士会連合会（固定)” o=“事務所の名称（漢字）“ ou=“cid：999999999999”　(※2) cn=“加入者氏名（漢字)” t=“行政書士（登録番号 99999999）“
BasicConstraints	使用しない
CRLDistributionPoints	【2024年1月19日までに発行した証明書】 [1]http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository2/CRL.crl [2]cn=CRL<n>, (※3) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP 【2024年1月20日以降に発行した証明書】 [1]http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository3/CRL.crl [2]cn=CRL<n>, (※3) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP
AuthorityKeyIdentifier	RFC5280 ″4.2.1.1　Authority Key Identifier″に従う
SubjectKeyIdentifier	RFC5280 ″4.2.1.2　Subject Key Identifier″に従う

（※1）SubjectAltName は c=JP 以外において、JIS 第一水準および第二水準に含まれない漢字が含まれている場合、JIS 第一水準および JIS 第二水準の範囲の漢字に置換する。置換のできない場合、または、加入者が置換を希望しない場合はひらがなまたはカタカナで登録する。

（※2）cid には、本 CP「表 3.3-6　加入者証明書の基本情報＜行政書士電子証明書＞」の Uid（加入者証明書毎に割り振られるユニークな番号)」と同一の値が登録される。

（※3)エントリー数が一定量増えるたびに、CRL1, CRL2, CRL3, …, CRL<n>と n の値も増える。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

表 3.3-8　加入者証明書の基本情報＜司法書士電子証明書＞

フィールド		識別情報（例）
Issuer （発行者）	Country （国名）	c=JP（固定）
	Organization （組織名）	o=SECOM Trust.net Co., Ltd.（固定）
	Organization Unit （組織単位名）	ou=SECOM Passport for G-ID （固定）
Subject （主体者名）	Country （国名）	c=JP（固定）
	Organization （組織名）	o= Japan Federation of Shiho-Shoshi Lawyer's Associations（固定）
	Common Name （加入者名）	（例）cn=SHINSEI TARO （加入者から申請されたローマ字の氏名）
	Uid （ユーザーID）	（例）uid=99999999999 （加入者証明書毎に割り振られるユニークな番号）
SerialNumber （発行番号）	シリアル番号	（例）1234 5678 （加入者証明書の中で一意であり、失効時にCRL/fullCRLに公開される番号）
Validity （有効期間）	有効期間の開始	5年（例）2024年05月10日10時30分00秒
	有効期間の終了	5年（例）2029年05月09日23時59分59秒

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

表 3.3-9　加入者証明書の拡張フィールド＜司法書士電子証明書＞

フィールド	説明
KeyUsage	digitalSignature, nonRepudiation
CertificatePolicies	policyIdentifier 1.2.392.200091.100.621.11 policyQualifier (cpsuri) http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/
IssuerAltName	使用しない
SubjectAltName (※1)	c=JP o=“日本司法書士会連合会（固定)” cn=“加入者氏名（漢字)” t=“簡裁訴訟代理等関係業務認定:999999（認定番号)”（任意）(※2)
BasicConstraints	使用しない
CRLDistributionPoints	【2024年1月19日までに発行した証明書】 [1]http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository2/CRL.crl [2]cn=CRL<n>, (※3) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP 【2024年1月20日以降に発行した証明書】 [1]http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository3/CRL.crl [2]cn=CRL<n>, (※3) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP
AuthorityKeyIdentifier	RFC5280 ″4.2.1.1 Authority Key Identifier″に従う
SubjectKeyIdentifier	RFC5280 ″4.2.1.2 Subject Key Identifier″に従う

(※1) SubjectAltName は c=JP 以外において、JIS 第一水準および第二水準に含まれない漢字が含まれている場合、JIS 第一水準および JIS 第二水準の範囲の漢字に置換する。置換のできない場合、または、加入者が置換を希望しない場合はひらがなまたはカタカナで登録する。

(※2) 電子証明書の申込時点で認定番号が司法書士名簿に登録されていない場合、認定番号の記録のない電子証明書を発行する。申込後に認定番号が司法書士名簿に登録された場合であっても、当該電子証明書は有効である。

(※3)エントリー数が一定量増えるたびに、CRL1,CRL2,CRL3,…,CRL<n>と n の値も増える。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

表 3.3-10　加入者証明書の基本情報＜社会保険労務士電子証明書＞

フィールド		識別情報（例）
Issuer （発行者）	Country （国名）	c=JP（固定）
	Organization （組織名）	o=SECOM Trust.net Co., Ltd.（固定）
	Organization Unit （組織単位名）	ou=SECOM Passport for G-ID （固定）
Subject （主体者名）	Country （国名）	c=JP（固定）
	Organization （組織名）	o=JapanFederationOfLaborAndSocialSecurityAttorney'sAssociations（固定）
	Common Name （加入者名）	（例）cn=SHINSEI TARO（KYUSEI TARO） （加入者から申請されたローマ字の氏名） ※旧姓および通称名の場合は氏名の後の半角括弧()に記載する。
	Title （肩書き）	（例）title=Labor and Social Security Attorney-12345678 （社会保険労務士登録番号）
	Uid （ユーザーID）	（例）uid=999999999999 （加入者証明書毎に割り振られるユニークな番号）
SerialNumber （発行番号）	シリアル番号	（例）1234 5678 （加入者証明書の中で一意であり、失効時にCRL/fullCRLに公開される番号）
Validity （有効期間）	有効期間の開始	有効期間5年未満 （例）2024年5月10日10時30分00秒
	有効期間の終了	有効期間5年未満 （例）2029年5月09日23時59分59秒

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

表 3.3-11　加入者証明書の拡張フィールド＜社会保険労務士電子証明書＞

フィールド	説明
KeyUsage	digitalSignature, nonRepudiation
CertificatePolicies	policyIdentifier 1.2.392.200091.100.621.11 policyQualifier (cpsuri) http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/
IssuerAltName	使用しない
SubjectAltName (※1)	c=JP o=“全国社会保険労務士会連合会（固定)” ou=“事務所の名称または勤務先事業所名称” cn=“加入者氏名”（旧姓、または通称名）※旧姓および通称名の場合は氏名の後の全角括弧（）に記載する。 t=“社会保険労務士（登録番号:１２３４５６７８)” （社会保険労務士登録番号) t=“会員種別”
BasicConstraints	使用しない
CRLDistributionPoints	【2024年1月19日までに発行した証明書】 [1]http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository2/CRL.crl [2]cn=CRL<n>, (※2) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP 【2024年1月20日以降に発行した証明書】 [1]http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository3/CRL.crl [2]cn=CRL<n>, (※2) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP
AuthorityKeyIdentifier	RFC5280 ″4.2.1.1 Authority Key Identifier″に従う
SubjectKeyIdentifier	RFC5280 ″4.2.1.2 Subject Key Identifier″に従う

（※1）SubjectAltName は c=JP 以外において、JIS 第一水準および第二水準に含まれない漢字が含まれている場合、JIS 第一水準および JIS 第二水準の範囲の漢字に置換する。置換のできない場合、または、加入者が置換を希望しない場合はひらがなまたはカタカナで登録する。

（※2）エントリー数が一定量増えるたびに、CRL1, CRL2, CRL3, …, CRL<n>と n の値も増える。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

表 3.3-12　加入者証明書の基本情報＜土地家屋調査士電子証明書＞

フィールド		識別情報（例）
Issuer （発行者）	Country （国名）	c=JP（固定）
	Organization （組織名）	o=SECOM Trust.net Co., Ltd.（固定）
	Organization Unit （組織単位名）	ou=SECOM Passport for G-ID （固定）
Subject （主体者名）	Country （国名）	c=JP（固定）
	Organization （組織名）	o=Japan Federation of Land-and-House Investigators Associations（固定）
	Common Name （加入者名）	（例）cn=Shinsei Taro （加入者から申請されたローマ字の氏名）
	Uid （ユーザーID）	（例）uid=99999999999 （加入者証明書毎に割り振られるユニークな番号）
SerialNumber （発行番号）	シリアル番号	（例）1234 5678 （加入者証明書の中で一意であり、失効時にCRL/fullCRLに公開される番号）
Validity （有効期間）	有効期間の開始	有効期間5年未満 （例）2024年5月10日10時30分00秒
	有効期間の終了	有効期間5年未満 （例）2029年5月09日23時59分59秒

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

表 3.3-13　加入者証明書の拡張フィールド＜土地家屋調査士電子証明書＞

フィールド	説明
KeyUsage	digitalSignature, nonRepudiation
CertificatePolicies	policyIdentifier 1.2.392.200091.100.621.11 policyQualifier (cpsuri) http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/
IssuerAltName	使用しない
SubjectAltName (※1)	c=JP o=“日本土地家屋調査士会連合会（固定)” cn=“加入者氏名”
BasicConstraints	使用しない
CRLDistributionPoints	【2024年1月19日までに発行した証明書】 [1]http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository2/CRL.crl [2]cn=CRL<n>, (※2) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP 【2024年1月20日以降に発行した証明書】 [1]http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository3/CRL.crl [2]cn=CRL<n>, (※2) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP
AuthorityKeyIdentifier	RFC5280 ″4.2.1.1 Authority Key Identifier″に従う
SubjectKeyIdentifier	RFC5280 ″4.2.1.2 Subject Key Identifier″に従う

(※1) SubjectAltName は c=JP 以外において、JIS 第一水準および第二水準に含まれない漢字が含まれている場合、JIS 第一水準および JIS 第二水準の範囲の漢字に置換する。置換のできない場合、または、加入者が置換を希望しない場合はひらがなまたはカタカナで登録する。

(※2)エントリー数が一定量増えるたびに、CRL1, CRL2, CRL3, …, CRL<n>と n の値も増える。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

(2) 相互認証証明書

本サービスの相互認証証明書の登録情報は次の表のとおりである。

表 3.3-14 相互認証証明書の基本情報

フィールド		識別情報（例）
Issuer （発行者）	Country （国名）	C=JP（固定）
	Organization （組織名）	o =SECOM Trust.net Co., Ltd.（固定）
	Organization Unit （組織単位名）	ou=SECOM Passport for G-ID （固定）
Subject （主体者名）	Country （国名）	c=JP（固定）
	Organization （組織名）	o=相互認証先の指定する情報
	OrganizationUnit （組織単位名）	ou=相互認証先の指定する情報
	Common Name （相互認証先名称）	cn=相互認証先の指定する情報
SerialNumber （発行番号）	シリアル番号	（例）1234 5678 （相互認証証明書の中で一意であり、失効時に ARL/fullCRL に公開される番号）
Validity （有効期間）	有効期間の開始	相互認証証明書の有効期間は 5 年以内とし、別途 BCA と取り決めるものとする。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

本サービスの相互認証証明書の拡張フィールドは次の表のとおりである。

表 3.3-15　相互認証証明書の拡張フィールド

フィールド	説明
KeyUsage	keyCertSign cRLSign
CertificatePolicies	policyIdentifier 1.2.392.200091.100.621.11 policyQualifier (cpsuri) http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/
SubjectAltName	使用しない
BasicConstraints	使用する (cA=TRUE)
PolicyMappings	issuerDomainPolicy 1.2.392.200091.100.621.11 subjectDomainPolicy 相互認証先の指定する情報
PolicyConstraints	requireExplicitPolicy 0
CRLDistributionPoints	【2024年1月19日までに発行した証明書】 [1]http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository2/CRL.crl [2]cn=CRL<n>, (※1) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP 【2024年1月20日以降に発行した証明書】 [1]http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository3/CRL.crl [2]cn=CRL<n>, (※1) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP
AuthorityKeyIdentifier	RFC5280 "4.2.1.1 Authority Key Identifier" に従う
SubjectKeyIdentifier	RFC5280 "4.2.1.2 Subject Key Identifier" に従う

(※1)エントリー数が一定量増えるたびに、CRL1,CRL2,CRL3,…,CRL<n>と n の値も増える。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

3.4 秘密鍵の所有を証明する方法

(1) 加入者の秘密鍵

加入者が、電子署名の対象である公開鍵と対になる秘密鍵の所有者であることの証明には、セコムトラストシステムズにおいて加入者の鍵ペアを生成することにより、公開鍵と秘密鍵との対応を結び付けるという方法をとる。また、その秘密鍵が安全かつ確実に加入者本人の手に渡ったという事実は、加入者からの受領の報告によって確認される。

(2) BCA の秘密鍵

本サービスでは、BCA から受け取った証明書発行要求（Certificate Signing Request：以下、「CSR」という）に対して、次の内容の検証を行い秘密鍵の所有を確認する。

・CSR 自身の電子署名の検証を行い、内容が改ざんされていないことと、含まれている公開鍵と対になる秘密鍵で電子署名してあることを確認する。
・CSR のフィンガープリントを BCA に確認し、公開鍵と実際の所有者名が対応することを確認する。
・Subject 内の DN が BCA の名称に一致することを確認する。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

4 電子証明書の発行、失効

4.1 加入者証明書の発行

4.1.1 申込手続きおよび本人確認

申込方法の詳細および利用用途の違いの詳細については、以下のセコムトラストシステムズホームページにて掲示する。なお、本サービスでは、電子証明書の利用用途の違いにより、申込方法が異なる。

https://www.secomtrust.net/service/ninsyo/forgid.html

本サービスは、加入者個人の真偽および申込の意思の確認を次の方法によって行う。

(1) 提出書類

本 CP、CPS、加入者利用規定および利用申込書の入手・記載・押印の方法については以下のいずれかより行うものとする。
利用申込書は「表 4.1-1 提出書類」にある該当サービスの提出書類とともに、「表 4.1-2 提出書類の送付先」に送付または持参により提出する。

タイプ B および行政書士電子証明書

加入者は本 CP、CPS、加入者利用規定および利用申込書は、セコムトラストシステムズホームページで入手できる。加入者は、本 CP、CPS、加入者利用規定を読み、内容を承諾したうえで、利用申込書に加入者の自署および必要事項を記入し、実印を押印する。なお、加入者本人が電子署名法施行規則第五条第一項第一号イの身分証明書を提示し、利用申込書を窓口へ持参にて提出する場合には、実印の押印と印鑑登録証明書の提出は不要とし、認印を可とする。また、代理受取人を指定する場合は代理受取人の自署、実印を押印する。

司法書士電子証明書

加入者は、本 CP、CPS、加入者利用規定を司法書士電子証明書ホームページより、利用申込書をセコムトラストシステムズより入手できる。加入者は、本 CP、CPS、加入者利用規定を読み、内容を承諾したうえで、利用申込書に必要事項を記入し、実印を押印する。

また、既に司法書士電子証明書を取得しており、その電子証明書が有効なもので、証明書記載情報に変更のない場合、電子証明書管理ツールを用いて電子署名法施行規則第五条第一項第一号に該当する司法書士名簿の写しを含む継続利用申込データに対して、電子署名法施行規則第五条第一項第一号ニに該当する有効な司法書士電子証明書によって電子署名を付した電子データの送信をする。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

社会保険労務士電子証明書

加入者は、本 CP、CPS、加入者利用規定を社労士会連合会ホームページより入手できる。また、利用申込書をセコムトラストシステムズより入手できる。

加入者は、本 CP、CPS、加入者利用規定を読み、内容を承諾したうえで、利用申込書に必要事項を記入し、実印を押印する。

土地家屋調査士電子証明書

加入者は、本 CP、CPS、加入者利用規定および利用申込書を日調連より入手できる。

加入者は、本 CP、CPS、加入者利用規定を読み、内容を承諾したうえで、利用申込書に必要事項を記入し、実印を押印する。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

表 4.1-1 提出書類

タイプ B（基本型）		1　利用申込書 2　印鑑登録証明書（発行日から３か月以内のもの）注１） 3　住民票の写し（発行日から３か月以内のもの）注２） 4　戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書（発行日から３か月以内のもの）　注３） 5　振込控えもしくは振込控えのコピー（原則必須とする）　注４） 6　代理受取人の印鑑登録証明書（発行日から３か月以内のもの）注５） 7　変更する氏名ローマ字を証明できる書類（パスポート(身分事項のページ)のコピーまたは特別永住者証明書（氏名、有効期限が記載されている面）のコピーまたは在留カード（氏名、有効期限が記載されている面）のコピー）　注６）
タイプ B（属性型）	個人用	1　利用申込書 2　印鑑登録証明書（発行日から３か月以内のもの）注１） 3　住民票の写し（発行日から３か月以内のもの）注２） 4　戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書（発行日から３か月以内のもの）　注３） 5　振込控えもしくは振込控えのコピー（原則必須とする）　注４） 6　代理受取人の印鑑登録証明書（発行日から３か月以内のもの）注５） 7　変更する氏名ローマ字を証明できる書類（パスポート(身分事項のページ)のコピーまたは特別永住者証明書（氏名、有効期限が記載されている面）のコピーまたは在留カード（氏名、有効期限が記載されている面）のコピー）　注６）
	個人事業主用	1　利用申込書 2　印鑑登録証明書（発行日から３か月以内のもの）注１） 3　住民票の写し（発行日から３か月以内のもの）注２） 4　戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書（発行日から３か月以内のもの）　注３） 5　振込控えもしくは振込控えのコピー（原則必須とする）　注４） 6　代理受取人の印鑑登録証明書（発行日から３か月以内のもの）注５） 7　個人事業主確認のための書類 （１）登記所・税務署・都道府県税事務所・都道府県労働局・日本年金機構等の公的機関、行政機関および認可法人等に提出された書類、または交付された書類であり、以下の要件①および②を満たす書類の原本（もしくは控え）のコピーを１点提出する。　注７） ①　公的機関、行政機関および認可法人等の印、または受領印がある　注８）

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

		②　申請事業所等の代表者名、屋号または事業所名および所在地が記載されている　注９） 上記（１）を満たす書類の例を以下に示す。 ・　個人事業開業届出書（受領印の日付から１年以内のもの） ・　事業開始等申告書（受領印の日付から１年以内のもの）　注１０） ・　労働保険の概算保険料申告書（有期事業）（受領印の日付から１年以内のもの） ・　労働保険の概算・確定保険料申告書（受領印の日付から１年以内のもの） ・　健康保険/厚生年金の保険の算定基礎届（受領印の日付から１年以内のもの） ・　健康保険/厚生年金の算定基礎届総括表附表（受領印の日付から１年以内のもの） ・　所得税青色申告決算書（一般用）（受付日から１年以内のもの）注８） ・　所得税及び復興特別所得税の確定申告書（受付日から１年以内のもの）　注８） ・　収支内訳書（一般用）（白色申告用）（受付日から１年以内のもの）　注８） ・　消費税の確定申告書（受付日から１年以内のもの）　注８） ・　営業証明書（発行日から１年以内のもの） ・　所在証明書（発行日から１年以内のもの） ・　社会保険料の領収書（発行日から１年以内のもの） ・　労働保険料の領収書（発行日から１年以内のもの） ・　宅地建物取引業者免許証（発行日から５年以内のもの） ・　登記事項証明書（発行日から３か月以内のもの）　注１１） ・　労働保険事務組合認可通知書（認可日から１年以内のもの）　注１２） ・　労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届（都道府県労働局の受領印の日付から１年以内のもの）　注１２）注１３） なお、加入者が弁理士・弁護士・行政書士の場合は、（１）ではなく、以下書類を個人事業主確認のための書類として提出することができる。　注７） （２）加入者が弁理士の場合 日本弁理士会の押印があり、申請事業所等の代表者名、事務所名および所在地が記載されている日本弁理士会が発行する弁理士登録簿の登録事項に関する証明書（発行日から３か月以内のもの） （３）加入者が弁護士の場合 各都道府県弁護士会会長の押印があり、申請事業所等の代表者名、事務所名および所在地が記載されている各都道府県弁護士会が発行する会員証明書（発行日から３か月以内のもの） （４）加入者が行政書士の場合 日本行政書士会連合会会長の押印があり、申請事業所等の代表者名、事務所名および所在地が記載されている日本行政書士会連合会が（以下、「日行連」という）発行する登録事項証明書（発行日から３か月以内のもの）

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

		8　変更する氏名ローマ字を証明できる書類（パスポート(身分事項のページ)のコピーまたは特別永住者証明書（氏名、有効期限が記載されている面）のコピーまたは在留カード（氏名、有効期限が記載されている面）のコピー）　注６）
	組織代表者用	1　利用申込書 2　印鑑登録証明書（発行日から３か月以内のもの）注１） 3　住民票の写し（発行日から３か月以内のもの）注２） 4　戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書（発行日から３か月以内のもの）　注３） 5　振込控えもしくは振込控えのコピー（原則必須とする）　注４） 6　代理受取人の印鑑登録証明書（発行日から３か月以内のもの）注５） 7　所属組織の登記事項証明書または概要記録事項証明書（発行日から３か月以内のもの）注１４） 8　所属組織の印鑑証明書（発行日から３か月以内のもの）注１５） 9　変更する氏名ローマ字を証明できる書類（パスポート(身分事項のページ)のコピーまたは特別永住者証明書（氏名、有効期限が記載されている面）のコピーまたは在留カード（氏名、有効期限が記載されている面）のコピー）　注６）
	組織社員用	1　利用申込書 2　印鑑登録証明書（発行日から３か月以内のもの）注１） 3　住民票の写し（発行日から３か月以内のもの）注２） 4　戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書（発行日から３か月以内のもの）　注３） 5　振込控えもしくは振込控えのコピー（原則必須とする）　注４） 6　代理受取人の印鑑登録証明書（発行日から３か月以内のもの）注５） 7　所属組織の登記事項証明書または概要記録事項証明書（発行日から３か月以内のもの）注１４） 8　所属組織の印鑑証明書（発行日から３か月以内のもの）注１５） 9　所属証明書（タイプ B）もしくは所属証明書（タイプ B）　兼委任内容証明書　注１６）注１７） １０変更する氏名ローマ字を証明できる書類（パスポート(身分事項のページ)のコピーまたは特別永住者証明書（氏名、有効期限が記載されている面）のコピーまたは在留カード（氏名、有効期限が記載されている面）のコピー）　注６）
行政書士電子証明書		1　利用申込書 2　印鑑登録証明書（発行日から３か月以内のもの）注１） 3　住民票の写し（発行日から３か月以内のもの）注２） 4　戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書（発行日から３か月以内のもの）　注３） 5　振込控えもしくは振込控えのコピー（原則必須とする）　注４） 6　代理受取人の印鑑登録証明書（発行日から３か月以内のもの）注５） 7　変更する氏名ローマ字を証明できる書類（パスポート(身分事項のページ)のコピーまたは特別永住者証明書（氏名、有効期限が記載されている面）のコピーまたは在留カード（氏名、有効期限が記載されている面）のコピー）　注６）

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

司法書士電子証明書	新規利用申込 １　利用申込書（司法書士名簿の写しを含む） ２　印鑑登録証明書 ３　振込控えもしくは振込控えのコピー（原則必須とする）　注４） ４　変更する氏名ローマ字を証明できる書類（住民票の写しまたはパスポート（身分事項のページ）のコピーまたは特別永住者証明書（氏名、有効期限が記載されている面）のコピーまたは在留カード（氏名、有効期限が記載されている面）のコピー）　注６） 継続利用申込 １　電子署名法施行規則第五条第一項第一号に該当する司法書士名簿の写しを含む継続利用申込データに対して、電子署名法施行規則第五条第一項第一号ニに該当する有効な司法書士電子証明書によって電子署名を付した電子データ
社会保険労務士電子証明書	１　利用申込書（社会保険労務士名簿の写しを含む） ２　印鑑登録証明書（発行日から３か月以内のもの） ３　振込控えもしくは振込控えのコピー（原則必須とする）　注４） ４　変更する氏名ローマ字を証明できる書類（住民票の写しまたはパスポート（身分事項のページ）のコピーまたは特別永住者証明書（氏名、有効期限が記載されている面）のコピーまたは在留カード（氏名、有効期限が記載されている面）のコピー）注６）
土地家屋調査士電子証明書	１　利用申込書 ２　印鑑登録証明書（発行日から３か月以内のもの） ３　住民票の写し（発行日から３か月以内のもの）　注２） ４　戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書（発行日から３か月以内のもの）　注３） ５　振込控えもしくは振込控えのコピー（原則必須とする）　注４） ６　ローマ字表記申請書　注６） ７　「６．ローマ字表記申請書」には次の書類を貼付する。 変更する氏名ローマ字を証明できる書類（パスポート（身分事項のページ）のコピーまたは特別永住者証明書（氏名、有効期限が記載されている面）のコピーまたは在留カード（氏名、有効期限が記載されている面）のコピー）

注１）タイプＢおよび行政書士電子証明書の加入者本人が電子署名法施行規則第五条第一項第一号イの身分証明書を提示し、利用申込書を窓口へ持参にて提出する場合には、利用申込に際し自署が必要である。その場合、実印の押印と印鑑登録証明書の提出は不要とし、認印を可とする。

注２）[名前][住所][生年月日][性別]を証明する「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」でも受付可能とする。

注３）加入者の氏名に旧姓を用いる場合のみ必要とする。
「戸籍謄本」または「戸籍抄本」でも受付可能とする。

注４）セコムトラストシステムズとの取り決めにより、サービス料金の支払方法が異なる場合は不要とする。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

注５）電子証明書の受取に代理受取人を指定する場合のみ必要とする。

注６）ヘボン式によらない氏名ローマ字を希望する場合のみ必要とする。ただしヘボン式以外のローマ字として長音を表す OO、OU、UU、OH の登録のみを希望する場合は不要とする。

注７）審査に不要な情報（納税額等）はマジックインキや修正液などで消した書類でも受付可能とする。

注８）e-Tax により提出した場合は、受付日時と受付番号が記載されている e-Tax の受信通知画面､および同一の受付日時と受付番号が記載された当該帳票の印刷物を提出するものとする。

注９）屋号の届出をしていない場合は、申請事業所等の代表者名および所在地のみが記載された書類も受付可能とする。

注１０）都道府県税事務所への提出書類（地方公共団体によって名称が異なる）

注１１）個人事業主が、商号を登記している場合。

注１２）任意団体として労働保険事務組合に認可されている場合。

注１３）労働保険事務組合認可通知書に記載された代表者や主たる事務所の所在地に変更がある場合。

注１４）登記を必要としない法人（法令等の規定にもとづき設置されている法人等）については､当該の法人を所管する官公庁から発行される公法人証明書等でも受付可能とする。

注１５）登記を必要としない法人（法令等の規定に基づき設置されている法人等）については、当該の法人を所管する官公庁から発行される印鑑証明書等でも受付可能とする。

注１６）所属証明書（タイプ B）は加入者の組織に関する属性情報を記載した書類で、セコムトラストシステムズが定める。

注１７）組織代表者が当該組織の社員に代理権を与えた旨を、“代理権内容”として電子証明書に記載する場合は、「所属証明書（タイプ B）　兼　委任内容証明書」の提出を必要とする。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

表 4.1-2 提出書類の送付先

タイプ B	セコムトラストシステムズ
行政書士電子証明書	
司法書士電子証明書	
社会保険労務士電子証明書	
土地家屋調査士電子証明書	日調連

なお、指定した方式以外の申込に関しては受付けない。また、代理人による申込に関しても受付けない。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

(2)利用申込書の記載事項

表 4.1-3 利用申込書記載事項

タイプB （基本型）	加入者情報 ・ 申込書作成日 ・ お申し込み者氏名（自署） ・ 実印の押印　注１） ・ お申し込みコード ・ 発行媒体 ・ 氏名(漢字)・氏名(ふりがな) ・ 旧姓(漢字)・旧姓(ふりがな)　注２） ・ 通称名　注３） ・ 住民票上の住所 ・ 生年月日 ・ 電話番号１ ・ 電話番号２（任意） ・ 電子メールアドレス 証明書記載情報 ・ 氏名(ローマ字)　注４） ・ 旧姓(ローマ字)　注２） ・ 通称名（ローマ字）　注３） ・ 電子メールアドレス（任意） その他 ・ 電子証明書の用途 ・ 電子証明書有効期間 ・ 領収書の有無 ・ 領収書の宛名（任意） ・ サービス料金 代理受取人情報（任意） ・ 代理受取人氏名（自署） ・ 実印の押印 ・ 代理受取人氏名・氏名（ふりがな） ・ 代理受取人住所
タイプB （属性型）	加入者情報 ・ 申込書作成日 ・ お申し込み者氏名（自署） ・ 実印の押印　注１） ・ お申し込みコード ・ 発行媒体 ・ 氏名(漢字)・氏名(ふりがな) ・ 旧姓(漢字)・旧姓(ふりがな)　注２） ・ 通称名　注３） ・ 住民票上の住所 ・ 住所(ふりがな)（任意）

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

	・ 生年月日 ・ 性別（任意） ・ 電話番号１ ・ 電話番号２（任意） ・ 電子メールアドレス 組織情報 ・ 法人番号（任意） ・ 組織名（任意） ・ 組織代表者名（任意） ・ 組織所在地（任意） ・ 部門名（任意） ・ 部門所在地（任意） ・ 肩書名（任意） 証明書記載情報　注５） ・ 氏名（漢字）（任意） ・ 旧姓（漢字）（任意）　注２） ・ 通称名(漢字)（任意）　注３） ・ 氏名（ローマ字）　注４） ・ 旧姓（ローマ字）　注２） ・ 通称名（ローマ字）　注３） ・ 住所（漢字）（任意） ・ 住所（ローマ字）（任意）　注４） ・ 生年月日（任意） ・ 性別（任意） ・ 電子メールアドレス（任意） ・ 法人番号（任意） ・ 組織名（任意） ・ 組織代表者名（任意） ・ 組織所在地（任意） ・ 部門名（任意） ・ 部門所在地（任意） ・ 肩書名（任意） ・ 代理権内容（任意）注６） その他 ・ 電子証明書の用途 ・ 電子証明書有効期間 ・ 領収書の有無 ・ 領収書の宛名（任意） ・ サービス料金 代理受取人情報（任意） ・ 代理受取人氏名（自署） ・ 実印の押印 ・ 代理受取人氏名・氏名（ふりがな） ・ 代理受取人住所

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

行政書士 電子証明書	加入者情報 ・　申込書作成日 ・　お申し込み者氏名（自署） ・　実印の押印　注１） ・　お申し込みコード ・　発行媒体 ・　氏名(漢字)・氏名(ふりがな) ・　旧姓(漢字)・旧姓(ふりがな)　　注２）注７） ・　通称名　注３）注７） ・　住民票上の住所 ・　生年月日 ・　電話番号１ ・　電話番号２（任意） ・　電子メールアドレス 証明書記載情報 ・　氏名（漢字） ・　氏名（ローマ字）　注４） ・　旧姓（ローマ字）　注２）注７） ・　通称名（ローマ字）　注３）注７） ・　行政書士登録番号 ・　事業所名 ・　事務所所在地 その他 ・　電子証明書の用途 ・　電子証明書有効期間 ・　領収書の有無 ・　領収書の宛名（任意） ・　サービス料金 代理受取人情報（任意） ・　代理受取人氏名（自署） ・　実印の押印 ・　代理受取人氏名・氏名（ふりがな） ・　代理受取人住所

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

司法書士 電子証明書	○利用申込書による申込手続き ・ 作成日 ・ 氏名 ・ 実印の押印 ・ 生年月日(西暦) ・ 自宅住所 ・ 電子証明書の用途 電子証明書記載情報 基本情報 ・ 国名 ・ 組織名 ・ 利用会員氏名（ローマ字）　注４） ・ ユーザーID 拡張情報 ・ 国名 ・ 組織名 ・ 簡裁訴訟代理等関係業務認定番号（司法書士名簿に登録されている場合） ・ 利用会員氏名（漢字） 【司法書士名簿の写し】 ・ 発行日 ・ 所属会 ・ 登録番号 ・ 簡裁訴訟代理等関係業務認定番号 ・ 氏名(フリガナ) ・ 氏名(漢字) ・ 職務上の氏名(フリガナ)　注７) ・ 職務上の氏名(漢字)　注７) ・ 生年月日(西暦) ・ 自宅住所 ○電子証明書管理ツールによる申込手続き ・ 申請日 ・ 氏名 ・ 生年月日(西暦) ・ 自宅住所 ・ 電子証明書の用途 電子証明書記載情報 基本情報 ・ 国名 ・ 組織名 ・ 利用会員氏名（ローマ字）　注４） ・ ユーザーID 拡張情報 ・ 国名 ・ 組織名

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

	・ 簡裁訴訟代理等関係業務認定番号（司法書士名簿に登録されている場合） ・ 利用会員氏名（漢字） 【司法書士名簿の写し】 ・ 発行日 ・ 所属会 ・ 登録番号 ・ 簡裁訴訟代理等関係業務認定番号 ・ 氏名(フリガナ) ・ 氏名(漢字) ・ 職務上の氏名(フリガナ)　注７） ・ 職務上の氏名(漢字)　注７） ・ 生年月日(西暦) ・ 自宅住所
社会保険労務士電子証明書	・ 発送日 ・ 社会保険労務士登録番号 ・ 会員氏名（漢字） ・ 実印の押印 ・ 生年月日（西暦） ・ 自宅住所 ・ 電子証明書の用途 電子証明書記載情報 基本情報 ・ 国名 ・ 組織名 ・ 会員氏名（ローマ字）　注４） ・ 肩書き ・ ユーザーID 拡張情報 ・ 国名 ・ 組織名 ・ 事務所名称 ・ 会員氏名（漢字） ・ 登録番号 ・ 会員種別 【社会保険労務士名簿の写し】 ・ 発行日 ・ 社会保険労務士登録番号 ・ 会員種別 ・ 会員氏名（漢字） ・ 会員氏名（フリガナ） ・ 通称名（漢字）　注２）注３）注７） ・ 通称名（フリガナ）　注２）注３）注７） ・ 生年月日（西暦）

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

	・　事務所名称または勤務先事業所名称 ・　自宅住所
土地家屋調査士電子証明書	加入者情報 ・　所属調査士会 ・　調査士登録番号 ・　氏名（フリガナ） ・　氏名（ローマ字）注４） ・　氏名(漢字) ・　実印の押印 ・　住所 ・　生年月日 ・　職名（漢字)・職名（フリガナ）　注２）注７） ・　日本名（漢字)・日本名（フリガナ）　注３）注７） ・　職名（ローマ字）　注２） ・　日本名（ローマ字）　注３） ・　電子証明書用途 ・　電話番号 ・　FAX 番号 ・　E-mail アドレス

注１）　タイプ B および行政書士電子証明書については、加入者本人が電子署名法施行規則第五条第一項第一号イの身分証明書を提示し利用申込書を窓口へ持参にて提出する場合には、利用申込に際し自署が必要である。その場合、実印の押印と印鑑登録証明書の提出は不要とし、認印を可とする。

注２）　旧姓を職名として用いる場合のみ記載。ローマ字は、原則ヘボン式ローマ字とする。ただし、ヘボン式以外のローマ字として長音を表す OO、OU、UU、OH について登録可能とする。

注３）　外国籍の方で通称名（日本名）を職名として用いる場合のみ記載。ローマ字は、原則ヘボン式ローマ字とする。ただし、ヘボン式以外のローマ字として長音を表す OO、OU、UU、OH について登録可能とする。

注４）　原則ヘボン式ローマ字とする。ただし、ヘボン式以外のローマ字として長音を表す OO、OU、UU、OH について登録可能とする。また外国籍の方は外国語表記も可能とする。

注５）　電子証明書記載情報（任意）項目については、「表 3.3-5　タイプ B（属性型）の種類と登録可能な属性情報」を参照。

注６）　当該項目は電子証明書を利用するシステム毎に記載される。

（例）

ou=代理権内容：ETAX01010101010000000000（国税電子申告・納税システムの場合）

ou=代理権内容：LTAX11111111000000000000（地方税ポータルシステムの場合）

注７）　行政書士電子証明書および社会保険労務士電子証明書の場合、各連合会に職名登録している旧姓、通称名を利用申込書の旧姓、通称名と同義とする。

司法書士電子証明書の場合、日司連に職務上の氏名登録している旧姓（旧名も含む）、

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

通称名を利用申込書の職務上の氏名と同義とする。
日本土地家屋調査士電子証明書の場合、日調連に職名登録している旧姓、通称名をそれぞれ利用申込書の職名、日本名と同義とする。

(3) 書類審査
①タイプB
タイプB（基本型）
利用申込書に押印された実印の印影と「印鑑登録証明書」の印影を比較し、その一致をもって申込の意思および加入者の真偽を確認する（※1）。
利用申込書に記載された加入者の氏名または通称名、住所、生年月日が「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」の表記と一致していることを確認する（※2）。氏名に旧姓を用いる場合は「戸籍全部事項証明書」、「戸籍個人事項証明書」、「戸籍謄本」、「戸籍抄本」または「住民票の写し（旧姓が記載されているもの）」の表記と一致していることを確認する。なお、利用申込書へは、JIS 第一水準および第二水準に含まれる漢字により略字を用いた記載を認める。
代理受取人の記載がある場合には、代理受取人の押印された実印の印影と「印鑑登録証明書」の印影を比較し、その一致をもって代理受取人の意思確認をする。

タイプB（属性型）
利用申込書に押印された実印の印影と「印鑑登録証明書」の印影を比較し、その一致をもって申込の意思および加入者の真偽を確認する（※1）。
利用申込書に記載された加入者の氏名または通称名、住所、生年月日が「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」の表記と一致していることを確認する（※2）。氏名に旧姓を用いる場合は「戸籍全部事項証明書」、「戸籍個人事項証明書」、「戸籍謄本」、「戸籍抄本」または「住民票の写し（旧姓が記載されているもの）」の表記と一致していることを確認する。なお、利用申込書へは、JIS 第一水準および第二水準に含まれる漢字により略字を用いた記載を認める。
代理受取人の記載がある場合には、代理受取人の押印された実印の印影と「印鑑登録証明書」の印影を比較し、その一致をもって代理受取人の意思確認を行う。

また、以下の用途別に提出された情報を確認する。

■個人用
利用申込書に記載された性別が「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」の表記と一致していることを確認する（※2）。
■個人事業主用
利用申込書に記載された性別が「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

域交付住民票」の表記と一致していることを確認する（※2）。

利用申込書に記載された組織名および住所が、個人事業主確認の為の提出書類の表記と一致していることを確認する。なお、組織名は法人格を取得した法人名でないことを確認する。

■組織代表者用

利用申込書に記載された性別が「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」の表記と一致していることを確認する（※2）。

利用申込書に記載された組織名、組織所在地および組織代表者名等が、「登記事項証明書」または「概要記録事項証明書」および「印鑑証明書」の表記と一致していることを確認する。なお、登記を必要としない法人（法令等の規定に基づき設置されている法人等）については、当該の法人を所管する官公庁から発行される「公法人証明書」等および「印鑑証明書」等の表記と一致していることを確認する。

利用申込書に記載された法人番号が国税庁法人番号公表サイトに掲載されている法人番号と一致していることを確認する。

■組織社員用

利用申込書に記載された性別が「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」の表記と一致していることを確認する（※2）。

利用申込書に記載された組織名、組織所在地および組織代表者名等が、「登記事項証明書」または「概要記録事項証明書」、「印鑑証明書」および「所属証明書（タイプ B)」の表記と一致していることを確認する。なお、「電子委任状法」の電子証明書方式に準拠した電子証明書の場合は、利用申込書に記載された組織名、組織所在地および組織代表者名等が、「登記事項証明書」または「概要記録事項証明書」、「印鑑証明書」、「所属証明書（タイプ B)　兼　委任内容証明書」の表記と一致していることを確認する。

登記を必要としない法人（法令等の規定に基づき設置されている法人等）については、当該の法人を所管する官公庁から発行される「公法人証明書」等および「印鑑証明書」等の表記と一致していることを確認する。

利用申込書に記載された法人番号が国税庁法人番号公表サイトに掲載されている法人番号と一致していることを確認する。

また、「所属証明書（タイプ B)」と「所属証明書（タイプ B)　兼　委任内容証明書」に記載されている加入者氏名と利用申込書の加入者氏名が一致すること、「所属証明書（タイプ B)」と「所属証明書（タイプ B)　兼　委任内容証明書」に押印された代表者印の印影が、「印鑑証明書」との比較により、一致していることを確認する。

②行政書士電子証明書

利用申込書に押印された実印の印影と「印鑑登録証明書」の印影を比較し、その一致をもって申込の意思および加入者の真偽を確認する（※1）。

利用申込書に記載された加入者の氏名または通称名、住所、生年月日が「住民票の写し」、

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」の表記と一致していることを確認する（※2)。氏名に旧姓を用いる場合は「戸籍全部事項証明書」、「戸籍個人事項証明書」、「戸籍謄本」、「戸籍抄本」または「住民票の写し（旧姓が記載されているもの)」の表記と一致していることを確認する。なお、利用申込書へは、JIS第一水準および第二水準に含まれる漢字により略字を用いた記載を認める。

代理受取人の記載がある場合には、代理受取人の押印された実印の印影と「印鑑登録証明書」の印影を比較し、その一致をもって代理受取人の意思確認を行う。

また、利用申込書に記載された情報が行政書士名簿に登録されていることをセコムトラストシステムズが日行連に確認する。

③司法書士電子証明書

・利用申込書による申込手続きの場合

利用申込書（司法書士名簿の写しを含む）に押印された実印の印影と「印鑑登録証明書」の印影を比較し、その一致をもって申込の意思および司法書士である加入者の真偽を確認する。

利用申込書（司法書士名簿の写しを含む）に記載された司法書士である加入者の氏名、生年月日、自宅住所、拡張情報の利用会員氏名がそれぞれ「司法書士名簿の写し」の氏名(漢字)、生年月日、自宅住所、職務上の氏名(漢字)と一致していることを確認する。なお、利用申込書（司法書士名簿の写しを含む）へは、JIS第一水準および第二水準に含まれる漢字により略字を用いた記載を認める。

・電子証明書管理ツールによる申込手続きの場合

電子署名法施行規則第五条第一項第一号に該当する[主務大臣が告示で定める書類]を含む利用申込データに対して、電子署名法施行規則第五条第一項第一号ニに該当する有効な電子証明書によって電子署名されていることを確認する。

利用申込データ（司法書士名簿の写しを含む）の電子署名および電子証明書の検証を行うことで申込の意思および司法書士である加入者の真偽確認をする。

利用申込データ（司法書士名簿の写しを含む）に記載された司法書士である加入者の氏名、生年月日、自宅住所、拡張情報の利用会員氏名がそれぞれ「司法書士名簿の写し」の氏名(漢字)、生年月日、自宅住所、職務上の氏名(漢字)と一致していることを確認する。なお、利用申込データ（司法書士名簿の写しを含む）へは、JIS第一水準および第二水準に含まれる漢字により略字を用いた記載を認める。

セコムトラストシステムズは、司法書士電子証明書の発行に際して、加入者の司法書士資格が有効であるか、以下の項目について確認する。また、司法書士である加入者の簡裁訴訟代理等関係業務認定の有無についても併せて確認する。

・利用申込書に記載され司法書士名簿の写しが有効で改ざんされていないこと
・利用申込書に記載された氏名が司法書士名簿の登録内容と一致していること

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

・加入者が司法書士法に定める司法書士の登録が取り消されていないこと
・加入者が司法書士会会則に定めるみなし退会に該当していないこと

④社会保険労務士電子証明書

利用申込書（社会保険労務士名簿の写しを含む）に押印された実印の印影と「印鑑登録証明書」の印影を比較し、その一致をもって申込の意思および社会保険労務士である加入者の真偽を確認する。

利用申込書（社会保険労務士名簿の写しを含む）に記載された社会保険労務士である加入者の氏名、生年月日、自宅住所、拡張情報の会員氏名がそれぞれ「社会保険労務士名簿の写し」の氏名(漢字)、生年月日、自宅住所、通称名(漢字)と一致していることを確認する。

なお、利用申込書（社会保険労務士名簿の写しを含む）へは、JIS第一水準および第二水準に含まれる漢字により略字を用いた記載を認める。

セコムトラストシステムズは、社会保険労務士電子証明書の発行に際して、加入者の社会保険労務士資格が有効であるか、以下の項目について確認する。

・利用申込書に記載された氏名、社会保険労務士登録番号、会員種別、事務所名称または勤務先事業所名称が社会保険労務士名簿の登録内容と一致していること
・加入者の社会保険労務士登録が抹消されていないこと
・加入者が社会保険労務士の業務の停止の処分を受けていないこと

⑤土地家屋調査士電子証明書

利用申込書に押印された実印の印影と「印鑑登録証明書」の印影を比較し、その一致をもって申込の意思および土地家屋調査士である加入者の真偽を確認する。

利用申込書に記載された土地家屋調査士である加入者の氏名、通称名、住所、生年月日が「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」の表記と一致していることを確認する（※2)。氏名に旧姓を用いる場合は、「戸籍全部事項証明書」、「戸籍個人事項証明書」、「戸籍謄本」、「戸籍抄本」または「住民票の写し（旧姓が記載されているもの)」の表記と一致していることを確認する。なお、利用申込書へは、JIS 第一水準および第二水準に含まれる漢字により略字を用いた記載を認める。

セコムトラストシステムズは、土地家屋調査士電子証明書の発行に際して、加入者の土地家屋調査士資格が有効であるか、以下の項目について日調連に確認する。

・利用申込書に記載された氏名、所属調査士会、土地家屋調査士登録番号が土地家屋調査士名簿の内容と一致していること
・加入者が土地家屋調査士法に定める土地家屋調査士の登録が取り消されていないこと
・加入者が土地家屋調査士会を退会していないこと

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

（※1）加入者本人が電子署名法施行規則第五条第一項第一号イの身分証明書を提示し、利用申込書を窓口へ持参にて提出する場合には、印鑑登録証明書の提出を不要とし、身分証明書の写真と本人の一致をもって加入者の真偽を確認し、利用申込書の自署により申込の意思確認をする。

（※2）「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）の第 2 条第 5 項に規定する個人番号（マイナンバー）の記載がないものとするが、加入者本人が個人番号（マイナンバー）を記載した住民票を送付した場合には、個人番号（マイナンバー）を復元できない程度にマスキング（墨塗り）したうえで保管する。

(4) 審査結果の通知

審査の過程で、提出書類の不備や記載内容の不備等により疑義が生じた場合、加入者に不備の内容について電子メールや郵便等を用いて通知し、必要書類の再提出などを要請する。審査結果が不適合となる場合は、電子メールまたは郵便等によりその旨通知する。

4.1.2 加入者鍵ペア生成と電子証明書発行処理

加入者証明書の種類と配付形式の対応方法は、「表 4.1-4 加入者証明書の種類と配付形式」に示す。

加入者の鍵ペア生成と加入者証明書の発行処理はセコムトラストシステムズにおいて行われる。発行処理が完了した後、秘密鍵、加入者証明書、PIN コードおよびパスワードまたは識別番号は「表 4.1-5 加入者証明書の受渡し方法」に示す方法によって送付される。なお、本人限定受取郵便については「基本型」のみを使用する。利用申込書に代理受取人の指定がある場合は本人限定受取郵便の宛先が代理受取人に指定される。

表 4.1-4 加入者証明書の種類と配付形式

証明書の種類	証明書の配付形式	
	ダウンロード	媒体(CD-R)
タイプ B	○	○
行政書士電子証明書	○	―
司法書士電子証明書	○	―
社会保険労務士電子証明書	○	―
土地家屋調査士電子証明書	○	―

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

表 4.1-5 加入者証明書の受渡し方法

証明書の種類	配付形式	受渡し方法
タイプB および 行政書士 電子証明書	ダウンロード (代理受取人なし)	【PIN コードおよびパスワードの送付方法】 加入者本人宛／本人限定受取郵便（基本型） 【ダウンロード方法】 メールにて届く証明書ダウンロードサイトの URL にアクセスし、パスワードを入力して秘密鍵および加入者証明書をダウンロードする。
	ダウンロード (代理受取人あり)	【PIN コードの送付方法】 加入者本人宛／簡易書留 【パスワードの送付方法】 代理受取人宛／本人限定受取郵便（基本型） 【ダウンロード方法】 メールにて加入者本人宛に届く証明書ダウンロードサイトの URL にアクセスし、代理受取人から受取ったパスワードを入力して、秘密鍵および加入者証明書をダウンロードする。
タイプB	媒体(CD-R) (代理受取人なし)	【媒体(CD-R)の送付方法】 加入者本人宛／本人限定受取郵便（基本型） 【PIN コードの送付方法】 加入者本人宛／簡易書留
	媒体(CD-R) (代理受取人あり)	【媒体(CD-R)の送付方法】 代理受取人宛／本人限定受取郵便（基本型） 【PIN コードの送付方法】 加入者本人宛／簡易書留
司法書士 電子証明書	ダウンロード (代理受取人なし)	【PIN コードおよび識別番号の送付方法】 加入者本人宛／本人限定受取郵便（基本型） 【ダウンロード方法】 日司連ホームページより専用のダウンロードツールを取得し、識別番号と PIN コードを入力して秘密鍵および加入者証明書をダウンロードする。
社会保険労務士 電子証明書	ダウンロード (代理受取人なし)	【PIN コードおよび識別番号の送付方法】 加入者本人宛／本人限定受取郵便（基本型） 【ダウンロード方法】 社労士会連合会ホームページより専用のダウンロードツールを取得し、識別番号と PIN コードを入力し

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

		て秘密鍵および加入者証明書をダウンロードする。
土地家屋調査士電子証明書	ダウンロード（代理受取人なし）	【PIN コードおよび識別番号の送付方法】 加入者本人宛／本人限定受取郵便（基本型） 【ダウンロード方法】 日調連ホームページより専用のダウンロードツールを取得し、識別番号と PIN コードを入力して秘密鍵および加入者証明書をダウンロードする。

4.1.3 電子証明書の受領

加入者は、セコムトラストシステムズが生成、発行した、秘密鍵および加入者証明書を受領した後、すみやかに加入者証明書の記載情報に過誤のないことを確認するものとする。もし、加入者証明書の記載情報に過誤があった場合や、媒体（CD-R）の加入者証明書において不良、不具合等があった場合、すみやかにセコムトラストシステムズに加入者証明書の修正を求めるものとする。

内容に過誤が無ければ､セコムトラストシステムズまで以下のいずれかの方法により受領報告を行うものとする。

タイプ B および行政書士電子証明書

- 受領書へ実印を押印し、「表 4.1-2 提出書類の送付先」に送付または持参により提出する。申込時と実印が異なる場合は印鑑登録証明書を添付する。
- 受領した加入者証明書に係る電子署名を付した電子メールでの受領報告（タイプ B で証明書に電子メールアドレスが記載されている場合のみ）
- 受領書へ認印を押印し、加入者本人が電子署名法施行規則第五条第一項第一号イの身分証明書を提示したうえで受領書を窓口へ持参により提出する。

司法書士電子証明書

- 受領書へ申込時の実印を押印し、セコムトラストシステムズに送付または持参により提出する。申込時と印鑑が異なる場合または利用申込時に印鑑登録証明書を提出していない場合は印鑑登録証明書を添付のうえ、実印を押印し送付する。
- 受領した加入者証明書に係る電子署名を付した受領書を電子的にセコムトラストシステムズ宛に送付する。

社会保険労務士電子証明書

- 受領書へ実印を押印し、「表 4.1-2 提出書類の送付先」に送付または持参により提出する。申込時と実印が異なる場合は印鑑登録証明書を添付する。
- 受領した加入者証明書に係る電子署名を付した受領書を電子的にセコムトラストシステムズ宛に送付する。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

土地家屋調査士電子証明書

・ 受領書へ実印を押印し、「表 4.1-2 提出書類の送付先」の送付先に送付または持参により提出する。申込時と実印が異なる場合は印鑑登録証明書を添付する。

発行日から一定期間を経過しても、加入者からの受領報告が得られない場合は、必要に応じて加入者へ受領報告を促す通知を行う。それでもなお、受領報告を得られない場合は、加入者証明書の送付日から 30 日を経過した日に、該当する加入者証明書の失効を行うことができる。

4.2 相互認証証明書の新規発行

4.2.1 相互認証申請

セコムトラストシステムズは、BCA の定める手続きにもとづき相互認証の申請を行う。

4.2.2 相互認証証明書の発行

セコムトラストシステムズは、BCA から提出された証明書発行要求に対して、CA 秘密鍵により電子署名し相互認証証明書を発行する。

セコムトラストシステムズは、証明書発行要求を作成し、BCA に対し相互認証証明書の発行を依頼する。

4.2.3 相互認証証明書の授受

セコムトラストシステムズは、BCA の定める手続きにもとづき証明書発行要求および相互認証証明書の受渡しを行う。セコムトラストシステムズは、受渡しに関して BCA から受領書を受取ることにより受領確認をする。

4.3 加入者証明書の更新

4.3.1 更新申込手続きおよび本人確認

本サービスは、加入者証明書の有効期間満了の 30 日以上前に加入者宛てに更新案内の通知を行う。加入者証明書の更新申請方法は、新規発行と同様の方法で申請とする。

(1) 提出書類

加入者証明書の更新申請時の提出書類およびその申請方法は、本 CP「4.1.1 申込手続きおよび本人確認 (1)提出書類」と同様の方法とする。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

(2) 書類審査

更新申請時の加入者の真偽の確認は、本 CP「4.1.1 申込手続きおよび本人確認 (3) 書類審査」と同様の方法とする。

(3) 審査結果の通知

本サービスは、申請内容を確認後、本 CP「4.1.1 申込手続きおよび本人確認 (4)審査結果の通知」と同様の方法により審査結果を通知する。

4.3.2 加入者鍵ペア生成と電子証明書発行処理

セコムトラストシステムズが更新申請を受理し本人確認を行った後、本 CP「4.1.2 加入者鍵ペア生成と電子証明書発行処理」と同様の方法により、新しい秘密鍵、加入者証明書、PIN コードならびにパスワードまたは識別番号を発行し送付する。

4.3.3 電子証明書の受領

加入者は加入者証明書受領後、「4.1.3 電子証明書の受領」と同様の方法により受領報告を行うものとする。

4.4 相互認証証明書の更新

4.4.1 相互認証の更新申請

セコムトラストシステムズは、BCA の定める手続きにもとづき相互認証の更新申請を行う。

4.4.2 相互認証証明書の更新

相互認証証明書の更新は、本 CP「4.2.2 相互認証証明書の発行」と同様の方法により行う。

4.4.3 相互認証証明書の授受

相互認証証明書の授受は、本 CP「4.2.3 相互認証証明書の授受」と同様の方法により行う。

4.5 加入者証明書の失効

4.5.1 失効申請者と失効事由

4.5.1.1 加入者の事由による失効

加入者は、自らの判断にもとづいて加入者証明書の失効申請を行うことができる。ただし、次の事由が発生した場合、加入者は、セコムトラストシステムズに加入者証明書の失効申請

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

を行わなければならない。

- 加入者証明書の記載情報に変更があった場合
- 加入者の秘密鍵が危殆化した（盗難・漏えい・PIN コード紛失等により他人に使用され得る状態。(以下、同じ)）またはそのおそれがある場合
- 加入者証明書の利用を中止する場合
- 電子証明書を誤って消去し使用できなくなった場合

4.5.1.2 認証局の事由による失効

また、セコムトラストシステムズは、次の事由に該当すると判断した場合、加入者証明書の失効を行う。

(1)全加入者証明書共通の失効事由

- 加入者証明書の記載情報に変更があった事実を確認した場合
- CA および加入者の秘密鍵が危殆化した、もしくはそのおそれがある場合
- 受領期限を経過しても加入者から受領報告が得られない場合
- ダウンロードの失敗、媒体（CD-R）の初期不良等により加入者証明書が正しく受領できない場合
- 加入者または所属組織が、本 CP、CPS、その他の契約、規則、法律にもとづく義務を履行していない場合
- 加入者側が暴力団等反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力、脅迫、その他の犯罪を手段とする要求や法的な責任を超えた不当な要求を行った場合
- 加入者証明書の記載情報に誤りがあった場合
- セコムトラストシステムズが本サービスを終了する場合
- その他、セコムトラストシステムズが失効を必要と判断した場合

(2) タイプ B および行政書士電子証明書に関する失効事由

- 加入者の退職、異動、死亡等の理由により加入者自身から失効申請が困難な場合

(3) 行政書士電子証明書に関する失効事由

- 日行連から、行政書士法第 7 条(登録の抹消)および同法第 14 条(行政書士に対する懲戒)にもとづく「行政書士資格喪失(停止)者のご連絡」文書を受領した場合

(4) 司法書士電子証明書に関する失効事由

- 日司連から、司法書士法に定める司法書士の登録が取り消された旨の連絡を受けた場合
- 日司連から司法書士会会則に定めるみなし退会に該当した旨の連絡を受けた場合

(5) 社会保険労務士電子証明書に関する失効事由

- 社労士会連合会から、加入者証明書の記載情報に変更があった旨の連絡を受けた場合
- 社労士会連合会から、社会保険労務士でなくなった旨の連絡を受けた場合
- 社労士会連合会から、社会保険労務士の業務の停止となった旨の連絡を受けた場合

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

(6) 土地家屋調査士電子証明書に関する失効事由

- 日調連から、土地家屋調査士法の規定により土地家屋調査士名簿の登録が取り消された旨の連絡を受けた場合
- 日調連から、日本土地家屋調査士会連合会会則に定める退会に該当した旨の連絡を受けた場合

失効後に再び加入者証明書の発行を希望する場合、加入者は、「4.1.1 申込手続きおよび本人確認」で定める新規発行と同様の方法によって申請を行う。本サービスは改めて提出された書類をもとに、書類審査を行う。

4.5.2 失効申請手続きおよび本人確認

失効申請の方法は、失効申請書を「表 4.1-2 提出書類の送付先」に示す送付先に送付または持参により提出する。なお、緊急時には FAX による申請も受付けることを可能とするが、申請後加入者は必ず失効申請書の原本を提出するものとする。また、加入者本人から失効申請が出来ない場合は、第三者からの届出を可能とする（タイプ B および行政書士電子証明書のみ）が、第三者による届出の場合には FAX による申請は受付けないものとする。
また、司法書士電子証明書については、電子証明書管理ツールにより失効申請の手続きを電子的に受付けることを可能とする。

本サービスは、加入者からの失効申請を営業日の受付時間に受付処理し、次の方法によって本人確認および申請内容の確認を行った後に受付日時から遅滞なく失効処理を行い、処理結果を加入者に通知する。

失効申請の真偽の確認方法は、次のとおりである。

(1) 失効申請書による失効申請

失効申請書による申請の場合の本人確認方法は、利用申込時に受領した申請書類との記載内容の比較により、内容の一致を確認する。

押印された印鑑が利用申込時と異なる場合または利用申込時に印鑑登録証明書を提出していない場合、「印鑑登録証明書」を添付する。氏名が利用申込時と異なる場合、「戸籍全部事項証明書」、「戸籍個人事項証明書」、「戸籍謄本」または「戸籍抄本」を添付する。氏名が利用申込時と異なる場合で外国籍の方は「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」を添付する。

「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）の第 2 条第 5 項に規定する個人番号（マイナンバー）の記載がないものとするが、加入者本人が個人番号（マイナンバー）を記載した住民票を送付した場合には、個人番号（マイナンバー）を復元できない程度にマスキング（墨塗り）したうえで保管する。

失効申請書への記載事項は次のとおりである。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

表 4.5-1 失効申請書記載事項

タイプ B および行政書士電子証明書	・ 申請日 ・ お申し込みコード ・ 氏名（自署）（外国籍の方は通称名） ・ 実印の押印　注１）注２） ・ 電話番号１ ・ 電話番号２（任意） ・ 失効申請理由
司法書士電子証明書	・ 失効理由 ・ 失効申請年月日 ・ 氏名（フリガナ） ・ 氏名（漢字） ・ 実印の押印　注２） ・ 生年月日 ・ 所属会および登録番号 ・ 自宅住所 ・ 連絡先電話番号またはメールアドレス ・ 電子証明書の再申込用利用申込書の送付希望の有無 ・ 氏名の変更、実印の変更の有無
社会保険労務士電子証明書	・ 失効理由 ・ 失効後の利用確認 ・ 失効申請年月日 ・ 氏名（フリガナ）　注３） ・ 氏名（漢字）　注３） ・ 実印の押印　注２） ・ 生年月日（西暦） ・ 社会保険労務士登録番号 ・ 自宅住所 ・ 連絡先（TEL） ・ 氏名の変更、実印の変更の有無
土地家屋調査士電子証明書	・ 氏名（漢字） ・ 職名または日本名（漢字）　注３） ・ 実印の押印　注２） ・ 調査士登録番号 ・ 失効申請事由 ・ 住所 ・ 電話番号 ・ FAX 番号 ・ E-mail アドレス

注１）　タイプ B および行政書士電子証明書については、加入者本人が電子署名法施行規則第五条第一項第一号イの身分証明書を提示し失効申請書を窓口へ持参にて提出する場合には、失効申請書への実印の押印を不要とし、認印を可とする。

注２）　利用申込時に押印した実印に変更がある場合は、印鑑登録証明書（発行日から３か月以内のもの）を添付する。

注３）　社会保険労務士電子証明書の場合、社労士会連合会に職名登録している旧姓、通称

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

名を失効申請書の氏名と同義とする。日本土地家屋調査士電子証明書の場合、日調連に職名登録している旧姓、通称名をそれぞれ失効申請書の職名、日本名と同義とする。

(2) 緊急時の FAX による申請

緊急時の FAX による申請の場合は、送信された失効申請書（FAX）の内容と利用申込時に受領した申請書類との記載内容の比較により、内容の一致を確認する。なお、失効申請書（原本）は別途提出するものとし、後日、提出された失効申請書（原本）の内容と利用申込時に受領した申請書類との記載内容を再度比較し、内容の一致を確認する。

(3) 電子証明書管理ツールによる失効申請の手続き（司法書士電子証明書のみ）

電子証明書管理ツールによる失効申請の場合の本人確認方法は、申請データの電子署名と電子証明書の検証および証明書記載内容と利用申込時に受領した申請書類との記載内容の比較により、内容の一致を確認する。

表 4.5-2 電子証明書管理ツールによる申請データ記載事項

司法書士電子証明書	・ ユーザーID ・ 氏名（漢字） ・ 失効理由 ・ 連絡先（TEL） ・ 電子証明書に記載された氏名（氏名または職務上の氏名）

(4) 第三者からの失効の届出（タイプ B および行政書士電子証明書のみ）

組織の退職、異動、解雇、社名変更、移転、加入者が死亡した等により加入者本人から失効申請が出来ない場合は、第三者からの届出を必要とする。

提出書類は次のとおりである。

・失効届出書

・事実が確認できる書類（例：加入者死亡の場合は「戸籍全部事項証明書」、「戸籍個人事項証明書」、「戸籍謄本」、「戸籍抄本」または「住民票の除票」等）

また、失効届出書への記載は次のとおりである。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

表 4.5-3 失効届出書記載事項

タイプBおよび 行政書士電子証明書	第三者の情報 ・ 氏名 ・ 住所 ・ 電話番号 ・ 電子メール 加入者の情報 ・ 加入者氏名 ・ 対象のシリアル番号またはお申し込みコード ・ 加入者住所 ・ 加入者生年月日 ・ 失効事由

加入者情報は利用申込時に受領した申請書類と比較により、内容の一致を確認する。

失効事由が事実であるかどうかは提出された確認書類により行う。

4.5.3 電子証明書の失効処理

加入者証明書の失効はセコムトラストシステムズにおいて行われる。

失効処理の完了後、本サービスのタイプBおよび行政書士電子証明書および社会保険労務士電子証明書の場合は加入者に電子メール、電話または郵便にて完了の報告を行い、司法書士電子証明書、土地家屋調査士電子証明書は郵便により完了の報告を行う。また、第三者から届出があった場合は、加入者に加え第三者宛に電子メール、電話または郵便により完了の報告を行う。失効をした加入者証明書の情報は、CRL/fullCRL に公開される。

4.6 相互認証証明書の失効

セコムトラストシステムズまたはBCAに次の相互認証証明書失効事由が発生した場合、セコムトラストシステムズはすみやかにBCAに対し相互認証証明書の失効申請を行い、相互認証証明書の失効を行う。失効をした相互認証証明書の情報は、ARL/fullCRL に公開される。

・ 相互認証証明書記載の情報に変更があった場合
・ 相互認証業務に係る義務を怠った場合
・ 相互認証業務を終了する場合
・ 相互認証証明書を更新する場合
・ CA 秘密鍵が危殆化したまたはそのおそれがあると判断された場合

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

5 加入者の鍵管理

5.1 加入者鍵ペアの生成と管理

加入者の鍵ペアの生成はセコムトラストシステムズにおいて行われる。加入者は、受領した秘密鍵およびそれに係る PIN コードを、盗難、紛失、他者による不正利用等を防ぐことに対し十分な注意を払い、安全に管理しなければならない。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

6 電子証明書と CRL/ARL/fullCRL のプロファイル

6.1 証明書プロファイル

本サービスが発行する電子証明書は、X.509 フォーマット証明書形式のバージョン 3 に従う。証明書プロファイルは、表 6.1-1－表 6.1-2 のとおりである。

○･･･必須

×･･･使用しない

△･･･オプション

表 6.1-1 証明書のプロファイル－基本領域

フィールド	自己署名	リンク証明書	加入者証明書	相互認証証明書	備考
version	○	○	○	○	1
serialNumber	○	○	○	○	
signature	○	○	○	○	2
issuer	○	○	○	○	4
validity	○	○	○	○	3
subject	○	○	○	○	4
subjectPublicKeyInfo	○	○	○	○	5
issuerUniqueID	×	×	×	×	
subjectUniqueID	×	×	×	×	

1 v3(2)
2 algorithm は、sha1withRSAEncryption (1 2 840 113549 1 1 5) または sha256withRSAEncryption (1 2 840 113549 1 1 11)を使用
3 UTCTime
4 UTF8String
5 algorithm は、rsaEncryption (1 2 840 113549 1 1 1) を使用

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

表 6.1-2 証明書プロファイル－拡張領域

フィールド	critical flag※	自己署名	リンク証明書	加入者証明書	相互認証証明書	備考
authorityKeyIdentifier	N	○	○	○	○	
keyIdentifier	-	○	○	○	○	1
subjectKeyIdentifier	N	○	○	○	○	
keyIdentifier	-	○	○	○	○	1
keyUsage	C	○	○	○	○	2
digitalSignature	-	×	×	○	×	
nonRepudiation	-	×	×	○	×	
keyEncipherment	-	×	×	×	×	
dataEncipherment	-	×	×	×	×	
keyAgreement	-	×	×	×	×	
keyCertSign	-	○	○	×	○	
cRLSign	-	○	○	×	○	
encipherOnly	-	×	×	×	×	
decipherOnly	-	×	×	×	×	
extendedKeyUsage	N	×	△	×	×	3
certificatePolicies	C	×	○	○	○	4
policyIdentifier	-	×	○	○	○	
policyQualifiers	-	×	×	○	○	5
policyMappings	C	×	×	×	○	
subjectAltName	N	×	×	△	×	6
issuerAltName	N	×	×	△	×	
basicConstraints	C	○	○	×	○	2
cA	-	○	○	×	○	
pathLenConstraint	-	×	×	×	×	
nameConstraints	-	×	×	×	×	
permittedSubtrees	-	×	×	×	×	
base	-	×	×	×	×	
minimum	-	×	×	×	×	
maximum	-	×	×	×	×	
excludedSubtrees	-	×	×	×	×	
policyConstraints	C	×	×	×	○	
requireExplicitPolicy	-	×	×	×	○	8
inhibitPolicyMapping	-	×	×	×	×	
cRLDistributionPoints	N	○	○	○	○	
distributionPoint	-	○	○	○	○	
fullName	-	○	○	○	○	7
subjectDirectoryAttr	N	×	×	△	×	
inhibitAnyPolicy	C	×	×	×	△	
freshestCRL	N	×	×	×	×	
authorityInfoAccess	N	△	△	△	△	
subjectInfoAccess	N	×	×	×	×	

※ その拡張情報が重要であるか否かを示すフラグ”C（critical）”、”N（non-critical）”を指定

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

1 RFC5280 ″4.2.1.2 Subject Key Identifier″ (1) に従う
2 自己署名証明書のみ non-critical
3 NewWithOld のみ。OldWithNew には含めない。(いずれも Entrust 仕様)
4 リンク証明書のみ non-critical
5 CPSuri
6 rfc822Name、directoryName
7 directoryName、uniformResourceIdentifier
8 skipCerts=0

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

6.2 CRL/ARL/fullCRL プロファイル

本サービスが発行する CRL/ARL/fullCRL は、X.509CRL フォーマット形式のバージョン 2 に従う。CRL/ARL/fullCRL のプロファイルは、表 6.2-1～表 6.2-3 のとおりである。

○･･･必須

×･･･使用しない

△･･･オプション

表 6.2-1 CRL/ARL/fullCRL プロファイル－証明書リスト領域

フィールド	full CRL	CRL	ARL	備考
version	○	○	○	1
signature	○	○	○	2
issuer	○	○	○	3
thisUpdate	○	○	○	4
nextUpdate	○	○	○	4
RevokedCertificates	○	○	○	
userCertificate	○	○	○	
revocationDate	○	○	○	4
crlEntryExtensions	○	○	○	5

1 v2(1)
2 algorithm は、sha256withRSAEncryption (1 2 840 113549 1 1 11)を使用
※fullCRL のみ、sha1withRSAEncrypttion (1 2 840 113549 1 1 5) も使用する。
3 UTF8String
4 UTCTime。nextUpdate は、thisUpdate の 168 時間（7 日）後。なお、thisUpdate の 23 時間以上 24 時間以内に、次の CRL が発行される。
5 使用する拡張については、下記参照

表 6.2-2 CRL/ARL/fullCRL エントリ拡張

フィールド	critical flag※	full CRL	CRL	ARL	備考
reasonCode	N	○	○	○	1
invalidityDate	N	△	△	×	2
certificateIssuer	C	×	×	×	

※ その拡張情報が重要であるか否かを示すフラグ。”C(critical)”、”N(non-critical)”を指定
1 removeFromCRL や certificateHold 等は使用しない
2 reasonCode が keyCompromise の時のみ使用

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

表 6.2-3 CRL/ARL/fullCRL 拡張

フィールド	critical flag※	full CRL	CRL	ARL	備考
authorityKeyIdentifier	N	○	○	○	
keyIdentifier	-	○	○	○	1
issuingDistributionPoint	C	×	○	○	
distributionPoint	-	×	○	○	
fullName	-	×	○	○	2
onlyContainsUserCerts	-	×	○	×	
onlyContainsCACerts	-	×	×	○	
cRLNumber	N	○	○	○	
deltaCRLIndicator	C	×	×	×	
freshestCRL	N	×	×	×	
authorityInfoAccess	N	△	△	△	

※ その拡張情報が重要であるか否かを示すフラグ。”C(critical)”、”N(non-critical)”を指定
1 RFC5280 ″4.2.1.2 Subject Key Identifier″ (1) に従う
2 directoryName

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

7 仕様の管理

7.1 仕様変更手続き

認証サービス改善委員会は、本 CP の内容変更に際しては、まず主務省庁に変更の認定申請の必要性について確認する。また、BCA に対し申請の必要性について確認する。

7.1.1 変更の申請が必要な変更

本 CP の内容変更に際して、主務省庁に問い合わせた結果、変更の認定申請が必要であるという回答を得た場合、または BCA に問い合わせた結果、変更申請が必要であるという回答を得た場合は、変更の認定申請に対する主務大臣の認定の取得、または BCA の変更の承認を得て変更を実施し、本 CP のメジャーバージョン番号を更新する。また、すみやかに変更した本 CP（本 CP の変更内容と変更実施日を含む）をリポジトリー上に掲載することにより、加入者および署名検証者に対して告知する。

7.1.2 変更の申請が必要でない変更

本 CP の内容変更に際して、主務省庁が認定申請を不要とし、かつ BCA も変更申請を不要とした場合は、本 CP のマイナーバージョン番号を更新し、変更を実施する。また、すみやかに変更した本 CP（本 CP の変更内容と変更実施日を含む）をリポジトリー上に掲載することにより、加入者および署名検証者に対して告知する。

7.2 公表と告知方法

本 CP を変更した場合、すみやかに変更した本 CP（本 CP の変更内容と変更承認日を含む）をリポジトリー上に掲載することにより、加入者および署名検証者に対して告知する。加入者は告知日（リポジトリー上に掲載されたリリース日）から一週間の間、異議を申し立てることができ、異議申し立てがない場合、変更された本 CP は加入者に同意されたものとみなされる。

7.3 CP の承認手続き

本 CP とその変更は、認証サービス改善委員会の承認を受けるものとする。また、加入者の異議が無いことで同意される。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

8. 用語

用語	説明
電子証明書	ある公開鍵を、記載されたものが保有することを証明する電子的文書。CA が電子署名を施すことで、その正当性が保証される。本 CP では、特に断らない限り自己署名証明書、加入者証明書、相互認証証明書およびリンク証明書を総称して「電子証明書」と呼ぶ。
自己署名証明書	自CAの公開鍵に対して、自CAの秘密鍵で電子署名した電子証明書。自CA の公開鍵の正当性を保証する。
加入者証明書	特定認証業務の認定を取得した本サービスより個人に対して発行する加入者用の電子証明書。
相互認証証明書	2つの異なる認証ドメインのCAがお互いを認証したことを示すために、相互に発行する電子証明書。本サービスでは、BCAとの間で相互認証証明書が発行される。
リンク証明書	CA 鍵更新にともない、同時に存在することとなる新しい CA 鍵ペアと古い CA 鍵ペアの関係を保証するための電子証明書。
CA	：Certification Authority 電子証明書の発行・失効、CA等秘密鍵の生成・保護および加入者の登録を行う機関。本CP内で、単にCAという場合は電子証明書の発行業務および登録業務を含む。
リポジトリー	CAの自己署名証明書およびCRL/ARL/fullCRL等を格納し公表するデータベースである。
RFC2527	：Request For Comments 2527 CAやPKIのためのCP/CPSの 執筆者を支援するフレームワーク。
RFC5280	：Request For Comments 5280 インターネット X.509 公開鍵基盤証明書と 証明書失効 リスト（CRL）のプロファイル（RFC3280 の後継にあたる）。
オブジェクト識別子（OID）	：Object Identification 世界で一意となる値を登録機関（ISO、ITU）に登録した識別子。PKI で使うアルゴリズム、電子証明書内に格納する名前（subject）のタイプ（Country名等の属性）等は、オブジェクト識別子として登録されているものが使用される。
X.509	ITU-Tが定めた電子証明書および証明書失効リストのフォーマット。X.509 v3(Version 3)では、任意の情報を保有するための拡張領域が追加された。
X.500	名前およびアドレスの調査から属性による検索まで広範囲なサービスを提供することを目的にITU-Tが定めたディレクトリ標準。X.500識別名は、X.509の発行者名および主体者名に使用される。
公開鍵	公開鍵暗号方式において用いられる鍵ペアの一方。秘密鍵に対応する、公開されている鍵。
秘密鍵	公開鍵暗号方式において用いられる鍵ペアの一方。公開鍵に対応する、本人のみが保有する鍵。
証明書発行要求（CSR）	：Certificate Signing Request 電子証明書を発行する際の元となるデータファイル。CSRには電子証明書の発行要求者の公開鍵が含まれており、その公開鍵に発行者の電子署名を付与して電子証明書を発行する。

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.

本人限定受取郵便 （基本型）	電子署名法で定める「その取扱いにおいて名宛て人本人もしくは差出人の指定した名宛て人に代わって受取ることができる者に限り交付する郵便」に相当する日本郵便株式会社が提供するサービス。
簡易書留	引き受けと配達のみを記録し、万一、郵便物等が壊れたり、届かなかった場合に、原則として５万円までの実損額を賠償する日本郵便株式会社が提供するサービス。
PIN コード	：Personal Identification Number 個人を認証するための暗証番号。本サービスでは、秘密鍵を有効化するために用いる。
CRL	：Certificate Revocation List 電子証明書の有効期間中に、CA秘密鍵の危殆化等の事由により失効された加入者証明書のリスト。
ARL	：Authority Revocation List 電子証明書の有効期間中に、CA秘密鍵の危殆化、相互認証基準違反等の事由により失効された自己署名証明書および相互認証証明書のリスト。
fullCRL	：full Certificate Revocation List 電子証明書の有効期間中に、CA秘密鍵の危殆化、相互認証基準違反等の事由により失効されたすべての電子証明書のリスト。
加入者	本サービスを利用し、電子証明書の発行を受ける個人をいう。電子署名法施行規則の「利用申込者」、「利用者」と同義。
署名検証者	加入者から電子署名が行われた情報の送信を受け、当該加入者が当該電子署名を行ったものであることを確認する者をいう。
電子署名法施行規則第五条第一項第一号イの身分証明書	顔写真付きのものに限る。 (1) 旅券（パスポート） (2) 在留カード (3) 特別永住者証明書 (4) 官公庁が発行した免許証、許可証もしくは資格証明書等（運転免許証、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証） (5) 個人番号カード (6) 官公庁（独立行政法人、地方独立行政法人および特殊法人を含む）が職員に発行した身分証明書

© 2002 SECOM Trust Systems CO., LTD.